



月報

No.584

2019年

7月号

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.042/02/2019
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>





毎日笑顔、
元気に過ごす海外生活をサポート



海外生活をサポートする総合医療センター

ジャパン グリーン クリニック

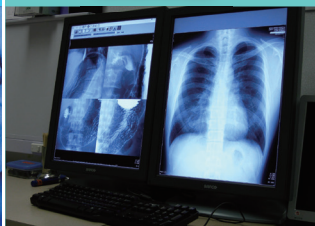
外来診察



予防接種・乳幼児健診



医療検査



健康診断



理学療法



肩こり・五十肩・ぎっくり腰・
スポーツ障害・リハビリ等に

総合診療の
オーチャード本院

ジャパングリーンクリニック

診療科目

外来診察 (小児科*・内科・外科・婦人科*・他一般)、
予防接種*、乳幼児健診*、医療検査*、健康診断*、
理学療法*(疼痛治療・リハビリ等)、各種医療相談(アレルギー・他)

*印は予約制(小児科は午後のみ)、その他はご予約不要です。

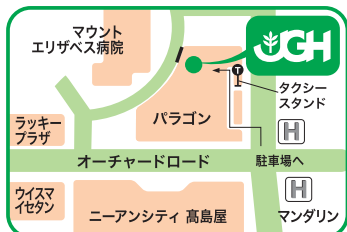
歯科はJGHデンタルクリニック(当院内) Tel:6235-7747

受付時間 月～金曜日 09:00～12:00 14:00～17:30

土曜日 09:00～12:00 (日祝休)

所在地 290 Orchard Road #10-01 Paragon

電話 6734-8871



健康診断ロビー

オフィス街の
身近なクリニック

ジャパングリーンクリニック
シティ分院

診療科目

外来診察 (一般内科・眼科*)、予防接種、健康診断*、
理学療法*(疼痛治療・リハビリ等)、
各種医療相談(アレルギー・他)

*設定日時はお問い合わせください。

予約診療により多忙な方のニーズにお応えします。

受付時間 月～金曜日 09:00～12:30 14:30～17:30

(土日祝休)

所在地 1 Raffles Place #19-02 Tower 1

電話 6532-1788



眼科外来

www.japan-green.com.sg

2019
JUL

月報

CONTENTS

<シンガポール日本商工会議所50周年記念特集 創立（1969年）～1979年を振り返って>

- シンガポール日本商工会議所50周年特別寄稿 シンガポール日本商工会議所 会頭/西田 浩之 p2
- 1969年～1979年 シンガポール日本商工会議所（JCCI）・シンガポール・日本の歩み p3
- 1970年～1978年 月報表紙一覧 p4
- 1979年11月&12月号から抜粋記事
 - 歴代会頭の随想・短信 初代会頭/佐藤 周輔 p5
 - 挨拶 会頭/島崎 弘 p6
 - MESSAGE Minister for Trade and Industry / Goh Chok Tong p7
 - FOR FURTHER IMPROVEMENT OF OUR GOOD RELATIONSHIP H.E. Mr Wee Mon-cheng p7
 - 祝 辞 駐シンガポール日本国特命権大使/菊池 清明 p8
 - 本所創立総会・シンガポールの移り変り p9
 - 創立10周年記念諸行事 p10
 - JCCI創立10周年記念イベント招待状 p11

<特集>

- シンガポール駐在者における正しい健康管理方法の考察 p12
VITA CLOUD PTE LTD (BULKY FITNESS) /伊田 拓人
- シンガポールにおける近年の移動体通信サービス及び海外での利用について p16
UNNITEL PTE LTD /古川 智大
- サッカービジネスとアルビレックスの存在理由—海外で生き抜くためのストーリーづくり— p19
ALBIREX SINGAPORE PTE LTD /難波 修二郎
- 現実味のあるアジア・コンプライアンス試論 p25
ASIAWISE LEGAL JAPAN /久保 光太郎
- シンガポールにおけるIRの現状及び日本型IRの課題について p28
KPMG ADVISORY LLP /星野 淳/鈴木 拓真

<活動報告・お知らせ>

- 事務局便り p33
- 5月～6月 JCCI イベント写真 p34
- 理事会議事録 p36
- 編集後記 p39



シンガポール日本商工会議所50周年を記念し、
ロゴマークを制定しました。

月報題字：麗扇会 青木 麗峰
表紙写真：KDDI SINGAPORE PTE LTD 松井 達也
写真タイトル：表：Jewel Changi Airport 裏：シンガポール海峡に沈む夕陽

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

シンガポール日本商工会議所 50周年特別寄稿

ご挨拶



シンガポール日本商工会議所
会頭
西田 浩之

シンガポール日本商工会議所は、本年設立50周年を迎えます。時代の荒波を乗り越え、半世紀に渡り、活動を続けてこられたのは、ひとえに会員皆様のご支援、ご愛顧の賜物でございます。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

シンガポール日本商工会議所は、シンガポールが独立した4年後の1969年7月に設立許可を取得し、8月22日の創立総会を以って、当地に誕生しました。当初は、政府の経済政策や税制、労務管理などの情報が乏しかったため、日常的に情報交換を行う場として、また何か問題が発生した際には、日本企業の力を結集できる組織として、進出企業56社で立ち上げた旨、記録が残っております。

シンガポール共和国の順調な発展と共に、進出する日系企業も増加の一途をたどり、シンガポール日本商工会議所の会員数も設立10年後の1979年に308会員、20年後には517会員、1998年には、これまでの最多となります883会員を記録しました。しかし、1997年半ばから始まるアジア通貨危機は、シンガポールドルと他アセアン諸国通貨との格差を生み出し、当地の製造拠点としての優位性を大いに下げる結果となりました。2001年のITバブルの崩壊や中国の台頭なども重なり、第3工業部会に所属する電機・電子関連企業が減少したことに加え、シンガポールに進出して流通企業の撤退や金融分野における組織再編も、減少に拍車をかけ、一時下げ止まる時期があったものの、2009年までに719会員まで減少しました。

2009年以降は、欧米経済の停滞や市場としてのアセアンの重要性も認識される中で、日本企業のシンガポールへの進出機運とあわせて会員数も再度増え始め、現在を迎えております。

商工会議所の機能に目を向けますと、当地での経済的な活動支援に加え、1990年には、シンガポールの文化発展に貢献することを目的に「シンガポール日本商工会議所基金」を立ち上げ、文化・芸術・教育・スポーツの分野で活動する団体・機関の支援活動や日本への留学生奨学金制度の立ち上げなど、両国をつなぐ取組を積極的に実施し、地元社会から高い評価を頂いております。

建国から54年を迎えるシンガポールですが、世界、アジア、アセアンの動きにあわせて、常に未来を見据え、自分たちの価値を高め続ける政府の経営力は、我々日系企業としても、学ぶべき点が多々あると感じております。今後、さらに半世紀が過ぎた頃には、この国はどのような姿を見せることになるのか、そして、その時の当地での日本企業の活動は、どのように行われているのか、興味が尽きません。シンガポール日本商工会議所にとりましても、100周年を迎え、時代と共にその役割を果たし続け、必要とされる存在であってほしいと願うばかりです。

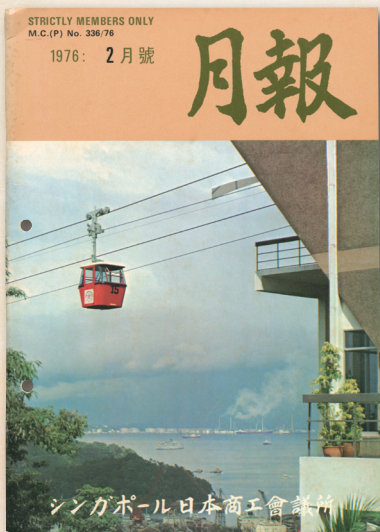
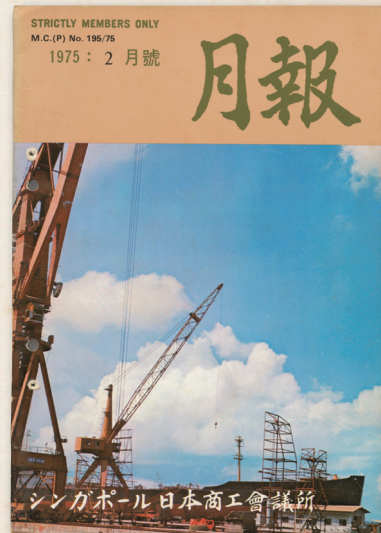
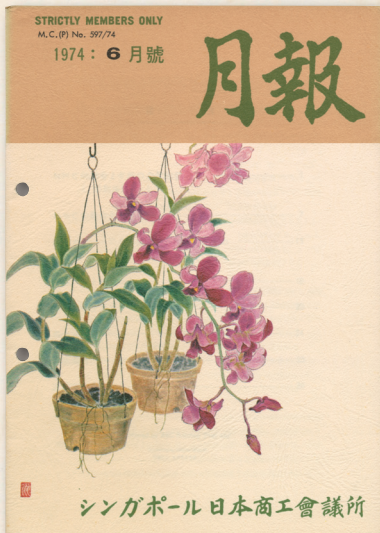
最後になりましたが、シンガポール日本商工会議所は、これからもシンガポール政府及び当地経済団体との連携を密にして参ります。このことが、会員企業の一層活発な事業活動の促進支援に留まらず、両国の更なる相互理解の促進と外交関係の発展の一助となるよう力を尽くしていく所存でございます。会員皆様には、今後とも変わらぬご指導ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

1969年～1979年 シンガポール日本商工会議所 (JCCI) ・シンガポール ・日本の歩み

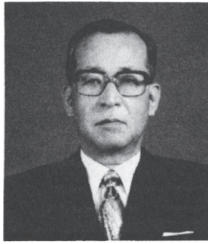
	シンガポール日本商工会議所 (JCCI)	シンガポール ・日本の歩み
1969年	<p>3月 シンガポール日本商工会議所設立に関する発起人会を結成</p> <p>5月 大蔵大臣Dr. Goh Ken Sweeに本所設立許可申請、6月に正式許可書入手</p> <p>7月 Registrar of Companiesに登記完了</p> <p>8月 日本商工会議所足立会頭宛補助金申請 創立総会開催 会頭 佐藤 周輔氏 (三井物産)、副会頭 桜井 清彦氏 (J.S.L)、松本 勝文氏 (東銀) の両氏、理事に東銀、伊藤忠、富士鉄、丸紅、三菱商事、三井物産、三井銀、日商岩井、N.Y.K、桜井 (J.S.L)、が就任。加入申込者数56件。 第1回理事会開催 1. 8部会の設置決定 (商社、工業建設、運輸サービス、金融保険、肥料化学品、ゴム、金属、繊維の各部会)。 2. 定款第4条会員数を120名に増員 3. 事務局を中華総商会ビルに設けることとし、正式に賃貸契約</p> <p>12月 入会及び退会に関する規定、理事及び監事選挙管理規定の決定。</p>	<p>人民行動党 (PAP) 政権発足以後、ストのない一年。</p> <p>シンガポール金市場の取引規模がホンコンとBeirutのそれを追い抜く。</p> <p>シンガポールがロンドンを追い抜いて、英連邦で最も繁忙の港となる。</p> <p>National Junior Collegeが設立。</p> <p>シンガポール開港の150周年記念。</p> <p>シンガポールの海運会社 (Neptune Orient) が設立。</p> <p>シンガポール総人口の3分の1がすでにHDB (住宅団地) に入居。</p> <p>海上自衛隊練習艦隊来星</p>
1970年	<p>2月 月報創刊号発行。 皇太子来星でリー首相招宴に本所会員招待。</p> <p>4月 JTCより日本庭園危機を日本大使館を通じて要請される。 (本件76年3月) 日本商工会議所より庭石)</p>	<p>イシャク初大統領死去。</p> <p>完全雇用の状態になり、一部に労働力不足が表面化。</p> <p>全人口の95%に飲用水供給可能となる。</p> <p>幼児の死亡率は1000人に21名、国民の平均寿命は64歳となる。</p>
1971年	<p>8月 本所事業年度を会計年度 (4月～3月) と同期間へ変更。</p> <p>10月 原産地証明書発給許可申請したが、Trade Divisionが却下。</p>	<p>31ヶ国の英連邦首相がシンガポールで英連邦会議をアジアで初めて開催。</p> <p>MASが正式に営業を開始。</p> <p>政府、労働組合、雇用主を含めたNWC Guidelinesが初めて公表される。</p> <p>ジュロンに日本庭園「星和園」完成。</p>
1972年	<p>4月 星和園への寄付用日本画2点披露。</p> <p>5月 リー首相の招集で各商工会議所、SEF、NEC、SMA、NTUCの各代表とともに大概会頭がイスタナでのNWC答申審議に参加。</p> <p>6月 シンガポール大学Study TourにS\$ 3500寄付。</p>	<p>外国人労働者は全国就業人数の12%を占める。</p> <p>シンガポール政府、長髪禁止措置。</p> <p>シンガポール航空 (SIA) 正式発足。</p> <p>国家生産力局 (National Productivity Board) が設立。</p>
1973年	<p>3月 当地の船具、金属製品、塗料、建築材料、銅製品、衛生器具等関係の6経済団体が日本商社に関して次のような非難を発表。 ①日本商社は、それまで取引関係にあった地元代理店の市場開発努力、投資、金銭面の努力を無視して、直接顧客と取引しはじめたため、地元代理店の権益を侵害。 ②小額の物資買付入札にも日本商社が参加する。 ③日本商社は為替変動リスクを地元輸入者に押し付ける。 中華総商会が本件をとりあげ、大蔵省貿易局に提訴し、貿易局は日本大使館を通じて本所に解決協力を予定性。</p> <p>5月 6経済団体問題で本所会員間の申し合せ事項を決定し、日本大使館を通じて貿易局に伝達。申し合わせ事項は①地元の流通チャンネルの利用、②小口入札に参加しない、③現地職員の養成訓練、登用、等である。 Singapore Science Centre建設について日本大使館を通じて本所協力の要請受理。</p>	<p>シンガポールがアメリカのHoustonとオランダのRotterdamに次いで、世界第3の石油精製基地となる。</p> <p>シンガポールとマレーシアの等価交換協定が廃止。</p> <p>シンガポール・住友化学のペトロ・ケミカルの計画が発表。</p> <p>先進技術促進の為“資本参加制度”を制定。</p> <p>SISIRがEDBから分離して、法廷機構となる。</p>
1974年	<p>1月 リー首相主催の田中首相歓迎晩さん会に本所会頭出席。</p> <p>3月 EDBと第1回定期会議を開催。</p> <p>4月 留日学生協会幹部と初会合。</p>	<p>シンガポールが初めてカラー TV放送。</p> <p>シンガポール第3の自由貿易区域はSembawang Portとなる。</p> <p>田中角栄氏が総理大臣として、初めて公式にシンガポールを訪問。</p> <p>日本赤軍がブクム島襲撃、ラジュ号乗取り。</p>
1975年	<p>8月 永野日商会頭、佐伯大商会頭が来星、懇談。</p> <p>12月 吉光丸事件の当地関係者に見舞金を出すことを決定。</p>	<p>シンガポールがRotterdamとニューヨークに次いで世界第3の港となる。</p> <p>オーストラリア駐軍及びイギリス駐軍がシンガポールから撤退。</p> <p>シンガポールの人口居住密度は1平方キロに3800人を占めている。</p> <p>大型タンカー祥和丸座礁、原油流出。</p>
1976年	<p>11月 臨時総会で会費値上げ (3分の1上昇、A: 200ドル、B: 120ドル、C: 60ドル、D: 20ドル いずれも月会費)、理事増員 (15名から20名へ)、事務局移転が決定。</p>	<p>議席増加した総選挙で与党の人民行動党が大勝を収めて全議席の69席を獲得。</p> <p>広告活動規制法が施行。</p> <p>外国人による宅地の取得/購入/譲渡受け入れ禁止。75年宅地法案を修正し可決。</p> <p>EDBとDBSは省企業を資金援助するための小企業金融制度 (SIFS) を創設。</p> <p>シンガポールの日本人学校、新校舎完成。</p>
1977年	<p>1月 新事務所 (C.P.F.ビル) へ移転。</p> <p>3月 日本商工会議所補助金打ち切り。</p> <p>12月 Science CentreがDr. Toh厚生大臣らの出席もと開所式開催。</p>	<p>シンガポールとアセアイン4か国の特惠関税制度を開設。</p> <p>海外諸国との貿易をより容易に円滑に行う為、関税協定会議 (CCC) に加盟。</p> <p>歩行者横断規則が実施。</p>
1978年	<p>3月 Science Centre建設募金が日本から送金され、192社分1,061,779.81ドルのChequeを島崎会頭よりK.C. Tan募金委員長に提供。</p> <p>10月 Jurong Shipyardでのタンカー爆発事故で76名死亡、多数の負傷者が出、本所も偽損金応募活動を実施、とりあえず10万Sドルを労働省Industrial Accident Relief Fundに提供。</p>	<p>リー首相、ベトナム難民収容所をシンガポールの沖の島に設置を発表。</p> <p>改修の為ジュロンシップヤードにドック入りしたギリシア線、スパイロス号がエンジンルーム付近で爆発、70余名のシンガポール作業員の死亡、多数の負傷者を出す。</p>
1979年	<p>4月 The Vocational And Industrial Training Boardへ本所理事を1名派遣。</p> <p>12月 12月18日に本所創立10周年記念式典開催。</p>	<p>米国デラウェア大学の海外投資環境調査によると世界で投資の最も安全な国は10か国で、シンガポールはスイス、米国、西ドイツ、日本の後で第5位。</p> <p>ゴーン産大臣が技術集約産業への産業構造高度化政策を打出す。</p> <p>NWCがS\$ 32 + 7%、CPFの雇用者負担4%増、SDF (技術開発基金) の新設で給与の2%またはS\$ 5のいずれか高い方を雇用者負担、等のガイドラインを公表。</p>

—— 創立(1969年)～1979年を振り返って ——

< 1970年～1978年 月報表紙一覧 >



創立(1969年)～1979年を振り返って



歴代会頭の随想・短信

“創立当時の想い出”

初代会頭 佐藤周輔

1968年と云えば英磅切下げの年であります。長いインドネシア/シンガポールの敵対関係そして対日賠償問題(白骨事件)も漸やく解決の緒に着いて一年餘戦後日本の経済力が爆発的な勢で躍進し、世界各国へ浸透し始めた頃であります。

年の終りに近い頃だつたと思う。吉田大使から御呼びがあり『実は在星日本経済人の足並みが揃わずシンガポール政府は日本の財界に対し極めて不満を抱いている。此際堂しても当地に日本人商工会議所を創り、日本の出先が一体となつて両国の経済交流に円滑を期して行かねばならない。就ては誠に御迷惑な事と思うが佐藤さん貴方がその纏め役を引受けて貰えぬか』との御話が有り私は暫らくの猶予を御願ひして引下りました。当時は折からの好況で各社共に休日返上の超多忙その上入国制限令により増員もままならず是以上の忙しさに真平御免とばかり社内外の労力奉仕は期待薄の御時勢でしたが、日星親善と云う大局的見地から熟慮の末免に角やれる所迄やつて見ようと決意、この大任を御引受する事にしました。

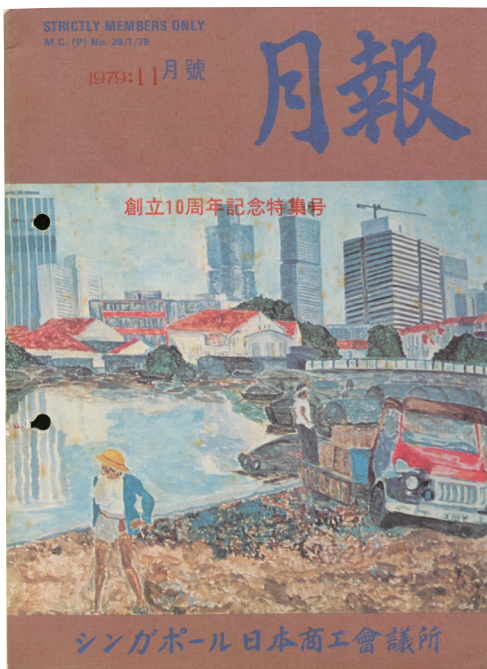
年が変つて大使は主な在星日本商社、企業の責任者20~30名を招集、シンガポール日本人商工会議所設立に関し全員の協力を求められました。私は直ちにロンドン・ニューヨークを始め全世界二十数ヶ国の三井物産駐在員經由その地の日本人商工会議所の定款と問題点を送る様 TELEX 電請し同時に発起人会発足の準備に取り掛りました。3月には発起人会が結成されメンバー7~8名(何れも支店長又は現法社長)は度々の会合にも一人の欠席者もなく熱心に討議して頂きました。主な問題点は定款の逐条検討は勿論日系企業以外にも門戸を開放すべきや否や、従来の業種別の会や工業会等との関係、会頭の任期、会費と投票権問題、その他でありました。

それと併行日本人商工会議所設立の顧問弁護士として李首相の弟 Lee Kim Yew 氏を依頼、又当時色々な意味で我々に最も関係の深かつた中華総商會と仲良くする意味で同会ビル内に我々の事務所を置かして貰う様交渉を開始しました。一方、私は大使の御斡旋により LEE 首相、GOH 蔵相に何度か陳情に赴いたりしました。又近隣諸国の日本商工会議所を出張訪問、特にバンコク、日本商工会議所の林会頭(三菱商事)からは種々貴重な意見を伺う事が出来ました。

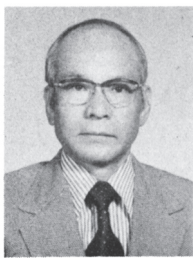
かくして7月には待望の大蔵大臣の許可書を入手した時は一同只唯感涙に噎んだものであります。

8月正式発足後はシンガポール日本人商工会議所設立の趣旨に添つて全会員一致協力する事になりますが、その一年で特に印象に残る事は月報の発行、月例昼食講演会(現地側からの招待者はシンガポール港灣局長、都市計画局長、南洋商報李編輯局長、南洋大学 SHAW 教授、後の駐日大使 Wee Mon Cheng 氏等々)それに愉快だつたのは中華総商會幹部との対抗ゴルフ会(8組位だつたと思う)とその会食には中国側からは現前、前々の三代の会頭が列席して呉れ、日本側からは山口参事官(現ニューギニア大使)を来賓に会頭以下オルスター出席)有意義な一日でありました。その他日本庭園の寄附、皇太子御夫妻の御来星を始め多彩な一年でありました。

私は皆様の御陰で大過なく大任を果せましたが、特に吉田(後に新西蘭)奈良(後に加奈陀)両大使 J.S.L.の桜井さん、N.I.の中山さん、時事の村上さん(現日本貿易会広報部長)には格別の御骨折を頂き忘れ得ぬ方々です。今後もシンガポール日本商工会議所が愈々隆盛、日星経済発展と両国親善に益々大きく寄与されん事を祈つて己みません。



創立(1969年)～1979年を振り返って



挨拶

シンガポール日本商工会議所
会頭 島崎 弘

今年をもちましてシンガポール日本商工会議所は創立10周年を迎えることとなり、御同慶に堪えません。

顧みますに、本所が創立されました1969年当時のシンガポールは、内部的には1967年英軍撤退の発表による経済的混乱、対外的にはマレーシア半島西海岸の人種問題にからんだ暴動の勃発、1969年11月のニクソン大統領のグアムドクトリンにみられる米国の東南アジア政策の転換に直面するなど内外環境は極めて不安定かつ流動的でありました。

こうしたなかで私どもの先輩である在留邦人ビジネスマンは、1960年代初期から日本人工業会、さんご会等各種グループ毎に情報交換を図り、夫々の企業の発展のために努力を尽しておられました。かくして、日本企業の当地への直接投資、支店、駐在員事務所の設立が増加するにともない、これまでの各グループを総合して邦人ビジネスマンの総意を形成する共同体として商工会議所設立気運が次第に高まるなかで後に初代会頭に就任される佐藤周輔氏、現在の本所顧問であります桜井清彦氏、中山一三氏をはじめ諸先輩が本所設立のため献身的に努力されました結果、1969年6月、当地大蔵省より本所設立の正式許可を得、同年8月には会員数56をもって創立総会が開催されました。

本所設立後は、当地政府高官との懇談を通じて労働、貿易など本所会員が直面した諸問題の解決促進、部会等による会員相互の情報交換、研さんが行なわれました。しかし、その反面、日系企業は当地における企業活動の歴史の浅いこともあつて地元経済社会とのコミュニケーションが必ずしも充分でなく、そのために時に当地の人々の誤解を招いたこともありました。幸い、その都度、本所の諸先輩が一致協力し、問題解決に非常な努力をされ、いずれも大事に到らぬ前に解決されました。この間、日本大使館はじめ日本国内における諸機関から頂きましたご支援ご協力も忘れえません。

今日、私どもが当地で思存分業務に専念できますのも、こうした諸先輩のご尽力の賜物であると申しても決して過言ではないと存じます。ここに本所創立10周年を迎えるに当り、あらためて本所が日星両国の経済交流拡大に果たした役割の大きさとともに諸先輩のご努力に対する感謝の念を強く致している次第であります。

当地政府は今年を「第2次産業革命」のスタートの年として産業構造の高度化、技術水準の向上に着手いたしました。労働界もこれに応えるべく技術取得、労働生産性の向上に取り組みはじめました。

私どもとしても、この10年間に培われた本所のよき伝統を今後とも受け継ぎ、1980年代への挑戦にいどみたいと考えます。

過去10年に劣らず、今後の10年で本所と会員諸氏が一段と発展するとともに、本所が日星経済の緊密化、友好親善に一層寄与されることを願つて私の挨拶といたします。

創立(1969年)～1979年を振り返って



MESSAGE

Mr. Goh Chok Tong
Minister for Trade and Industry

I congratulate the Japanese Chamber of Commerce and Industry on the happy occasion of the Tenth Anniversary of its foundation in Singapore.

It is gratifying to see the active role played by JCCI in the promotion of Japanese trade and industry in Singapore. In trade, Japan is today Singapore's largest trading partner accounting for 15% of our total trade. More than 40 major Japanese trading companies are now using Singapore as their regional marketing offices. In manufacturing, Japan is our third largest foreign investor, accounting for \$800 million of gross fixed asset investments or 15.3% of total foreign investments in manufacturing industries. Japanese manufacturing investments in Singapore over the past ten years have seen increasing sophistication in technological content and technical skills.

Singapore shares one important similarity with Japan. The two countries rely on human resource as the main driving force behind their economic development. The Japanese Government is now playing an important role in Singapore's industrial training. In joint operation with the Economic Development Board, it has organised the Japan-Singapore Training Centre to train workers in technical skills required by new industries setting up in the coming decade. The Japanese Government has also recently agreed to consider the establishment in Singapore of an Institute of Information Technology to help train Singaporeans for the computer software industry. To meet the future industry need for Singapore engineers, the Japanese Government has agreed to consider Japanese assistance in strengthening the engineering department at the University of Singapore and to start a Japanese Studies Department in the University. These cooperative efforts will contribute significantly towards the overall manpower development in Singapore to better prepare Singaporeans for the next phase of Singapore's industrialisation.

I am confident that JCCI in Singapore will continue to play an important role in enhancing the bilateral economic relations between Japan and Singapore in the coming decade.

FOR FURTHER IMPROVEMENT OF OUR GOOD RELATIONSHIP

As the field representative of the Japanese traders and industrialists, members of your esteemed Chamber literally hold the key of good economic relationship between our two countries. In spite of various criticism and misunderstanding, it cannot be denied that your Chamber has tried its very best to improve our bilateral relations; especially after the new guidelines for Japanese overseas staff were announced by The Japan Overseas Enterprises Association in 1976, many of your enlightened members have earnestly endeavoured, in addition to making profit for their head offices, to contribute to the cultural and welfare activities of Singapore. On the auspicious occasion of your memorable 10th Anniversary, please accept my warmest congratulations and heartiest appreciation.

For the sake of further strengthening the existing cordial relationship, allow me to submit the following 2 points for your kind consideration:—

- 1) **Cooperation with local small/medium business:** One of the basic factors contributing to the economic miracle of Japan is the steady growth and high efficiency of your small/medium industries. Members of your Chamber are therefore requested to work fairly and nicely with our "small men" and instead of conquering or even swallowing them, you must be farsighted enough to help and foster them up. This is the best way to prevent further complaints from local business organisations.
- 2) **Cultivation of Local Staff's loyalty:** Japan is famous for its life employment policy, especially in the private sector. Your employers not only provide jobs to the staff, but also look after the welfare of the employees and their families in a paternal manner. Under the said circumstance, any job-hopper is considered a black sheep. The application of such a good attitude on your local staff in Singapore will have the dual benefits of clearing the malady of job-hopping as well as promoting the goodwill of our peoples.

May your esteemed Chamber and all your respectable members be blessed with another decade of greater prosperity and many, many more achievements in the 80s.



By H. E. Mr Wee Mon-cheng
Ambassador Extraordinary & Plenipotentiary
The Republic of Singapore to Japan

創立(1969年)～1979年を振り返って



祝辞

駐シンガポール日本国特命全権大使
菊地 清明

このたび シンガポール日本商工会議所創立10周年記念式典が盛大に挙行されるに当たり、お祝の言葉を申し述べる機会を得ましたことは私の深く喜びとするところであります。

御存知の通り、シンガポール日本商工会議所は、シンガポールがマラヤ連邦から分離独立して間もない1969年に、日系企業の利益擁護と日星経済関係の良好な発展を促すため設立されましたが、爾来10年間にわたり、日星関係の緊密化に多大の貢献をされてきました。

顧みますと、幸いにも日本とシンガポールにとって過去の10年間は相互の発展と緊密化の歴史であったと言えるかと思えます。この間に日星間の貿易額は約6倍、日本からシンガポールへの投資は約22倍へと飛躍的に拡大し、現在、日本はシンガポールにとつて貿易相手国として第一位、投資国として第3位の重要な地位を占め、近い将来投資国としても第1位になるものと予想されております。

また、リー・クアン・ユー首相がくり返し国民に「日本に学べ」と呼びかけている様にシンガポールは日本の優れた点を積極的に摂取しつつ、日本を手本として経済発展を図ろうとしております。しかし、今日の誠に友好国と呼ぶにふさわしい両国関係が築かれる迄の道のりが決して平坦ではなかったことは、永年にわたりシンガポールで活躍されてきた皆様の方がむしろ良く御存知かと思えます。

かつてはいわゆる血債問題等日本非難の運動がくり返され、時として日星関係そのものを危くする恐れすらありました。こうした問題が発生するたびにシンガポール日本商工会議所はその解決のため実に目ざましい活躍をされ、更には問題の再発防止と友好促進の観点から日本に対する理解を深めるべく献身的な努力を続けられ、日星友好関係促進に多大の貢献をされました。これはひとえに歴代の会頭並びに会員各位のひとかたならぬ御熱意と御努力のたまものであり、日星関係の友好促進を使命とする立場にある者としてここに改めて心から敬意と謝意を表する次第であります。

現在日本及びシンガポールを取りまく国際環境には誠に厳しいものがあります。インドシナ紛争をめぐる国際情勢はASEAN諸国に深刻な影響を与えており、また石油需給の深刻化、先進国における保護主義の抬頭更には過剰ドルを背景とする国際通貨不安等いずれも暗い影を投げかけております。日本政府といたしましては、1977年の福田前首相のASEAN歴訪時に明らかにいたしました様に、ASEAN諸国の連帯強化とその繁栄のため「良き友人」として協力を惜しまぬ方針であり、その一環として日星友好関係の一層の促進に努める所存であります。

シンガポール日本商工会議所会員各位におかれましても今後とも両国の発展と相互理解を促進するため更に御尽力下さるようお願い申し上げますとともに、貴商工会議所がますます発展されますようお願い申し上げます。祝辞とさせていただきます。

創立(1969年)～1979年を振り返って

本所創立総会

(1969年8月22日, 中華総商会ビルにて)



1969年8月—1976年12月までの本所の事務所(中華総商会の4階)



創立総会での中山一三氏(現在,本所顧問)開会の辞



創立総会風景



初代会頭、佐藤 周輔氏
創立総会での挨拶



桜井 清彦氏(現在本所顧問)
の閉会の辞



本所事務所



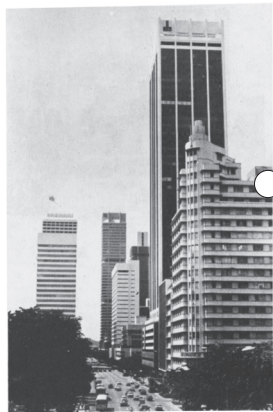
開票風景

シンガポールの移り変り

(1971年12月と1976年12月)



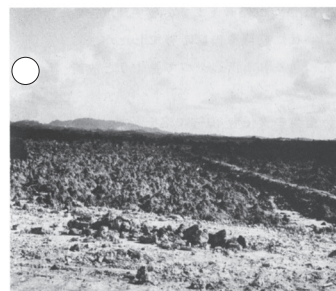
Collyer Quay



Corporation Road (Jurong)



Off Farrer Road (Near Holland Circus)



Jurong PUB Reservoir



写真提供
Mr. S. Kawai
Tenryu (S) Pte. Ltd.

—— 創立(1969年)～1979年を振り返って ——

シンガポール日本商工会議所 創立10周年記念諸行事

本所は、1979年12月18日(火) ゴー・チヨク・トン通産大臣、菊地大使、永野日本商工会議所会頭のご来臨を得て本所創立10周年記念式典、記念講演会、祝賀パーティを開催した。

(1) 記念式典には上記来賓のほか、ニヤン・トウ・ドウEDB 長官、ウイ・チヨウ・ヤウ・シンガポール商工会議所連合会会長リム・ケー・ミン中華総商會会長ら当地政府、経済界の指導者、本所会員ら約320名が出席、大塚理事(千代田シンガポール)の司会により午後2時から3時15分の1時間余に亘って開催された。

まず、島崎本所会頭から、過去10年の本所諸先輩の努力によつて達成された本所の発展、日星両国経済交流の拡大、友好増進へ寄与、並びに今後の本所発展、日星関係緊密化に対する会員協力の要望が開会挨拶の中で述べられた。

引続きゴー通産大臣から、日本企業の対シンガポール投資、日星貿易を中心に今後ともシンガポール経済高度化に果たす日本の役割の重要性を指摘するとともに本所発展を祈念する旨の祝辞を頂いた。とくに、今後のシンガポール産業高度化の中核となる11業種が祝辞の中で発表された。

このあと菊地大使、永野日本商工会議所会頭より本所が経済分野のみならず、文化面さらに人的交流の面でも日星両国の緊密化に貢献しており、本所の役割が一段と重要になつている旨の祝辞を頂いた。

来賓祝辞に引続き、創立以来、本所発展にご尽力された桜井清彦氏、中山一三氏に対して、感謝状と記念品が島崎会頭より贈呈された。

さらに、シンガポール教育省日本語センターには、日本語教育のためのテレビ、VTRのほか本棚、書籍の目録贈呈を教育省のチャン局長に贈呈するとともに、シンガポール日本人学校の大塚校長には校旗の目録を贈呈した。

(2) 以上のような記念式典のあと、記念講演会に移りシンガポール大学経済学部リム教授より "TOWARDS AN ASSOCIATION OF PACIFIC BASIN NATIONS-AN EXPLORATORY VIEW"、原・日本商工会議所特別顧問(東銀顧問)より "JAPAN AND ASEAN" と題する講演が行われた。

(3) 記念行事の第3部として、午後6時30分よりカクテル・パーティが行われた。とくにライオンダンスで祝賀ムードが高められたあと、永野日商會頭よりシンガポールをはじめアジアと日本との連帯を強化するため、日本商工会議所並びに当シンガポール日本商工会議所の関係者が一段と努力を払うよう望む旨ご挨拶があつた。

当日のプログラム、祝辞、講演内容は次の通りである。

10周年記念式典



10周年記念講演会



祝賀パーティー



創立(1969年)～1979年を振り返って

1979年12月18日(火)開催 JCCI創立10周年記念イベント招待状

Invitation

Japanese Chamber of Commerce and Industry, Singapore

Mr Hiroshi Shimazaki
President

Japanese Chamber of Commerce and Industry, Singapore
requests the pleasure of the company of

Mr _____

on the occasion of the
10th Anniversary celebration of its foundation,
on Tuesday, 18th December, 1979

- 1. Ceremony**
Time : 2.00 pm to 3.15 pm
Venue: Island Ballroom, Shangri-La Hotel
(all guests are requested to be seated by 1.45 pm)
- 2. Celebration Speeches**
Time : 3.45pm to 5.15pm
Venue: Island Ballroom, Shangri-La Hotel
- 3. Cocktail Reception**
Time : 6.30 pm to 8.30 pm
Venue: Mandarin Court, Mandarin Hotel

Dress: Lounge Suit
R.S.V.P.
By enclosed reply card
or telephone 2210941

Programme

- Part 1. Ceremony (2.00 pm to 3.15 pm)**
- 1.30 pm Arrival of Guests
 - 1.45 pm Guests to be seated
 - 2.00 pm Arrival of Guest of Honour
Mr Goh Chok Tong
Minister for Trade and Industry
 - 2.05 pm Opening Address:
Mr H Shimazaki
President
Japanese Chamber of Commerce
and Industry, Singapore
 - 2.15 pm Congratulatory Addresses
Mr Goh Chok Tong
Minister for Trade & Industry
H.E. Mr K Kikuchi
Japanese Ambassador to Singapore
Mr S Nagano, President
Japan Chamber of Commerce and Industry, Japan
 - 3.00 pm Presentation of Awards
 - 3.05 pm Presentation of mementos to the Japanese Language
Centre of the Ministry of Education and The Japanese
School in Singapore
 - 3.15 pm Conclusion of ceremony
- COFFEE BREAK
- Part 2. Celebration Speeches (3.45 pm to 5.15 pm)**
- Subject: Economic Relationships Between Singapore and Japan (Tentative)
 - Professor Lim Chong Yah
Head
Department of Economics of Statistics
University of Singapore
 - Subject: JAPAN and ASEAN
Mr Sumio Hara
Special Adviser to the President,
Japan Chamber of Commerce and Industry, Japan and
Executive Adviser to The Bank of Tokyo
- Part 3. Cocktail Reception**
Time : 6.30 pm to 8.30 pm
Venue: Mandarin Court, Mandarin Hotel

シンガポール駐在者における 正しい健康管理方法の考察

VITA CLOUD PTE LTD (BULKY FITNESS)
CEO / Business Development Manager
伊田 拓人

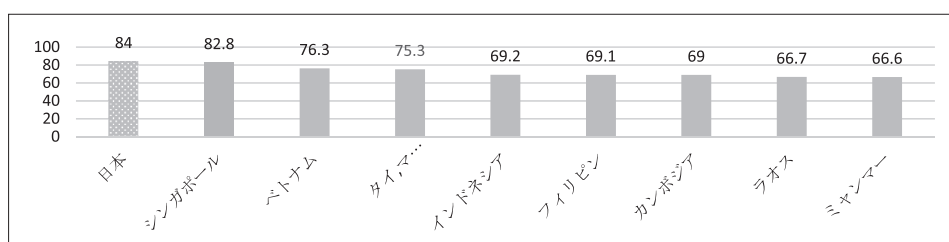


日本人シンガポール駐在者における 正しい健康管理方法についての考察

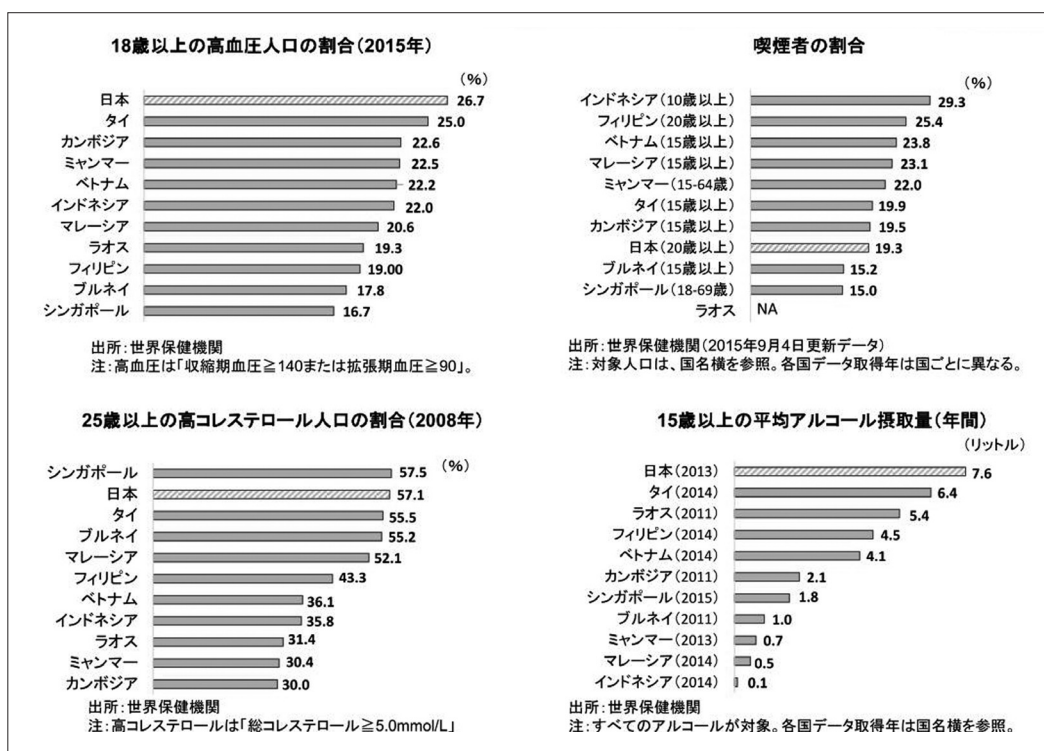
本稿ではシンガポールに駐在、もしくは在住している日本人の生活習慣病のリスクについて、日本と東南アジア各国のヘルスケア分野における統計データや、日本、シンガポール政府の施策などを比較対照しな

がら考察し、そのリスクヘッジの方法を紹介する。

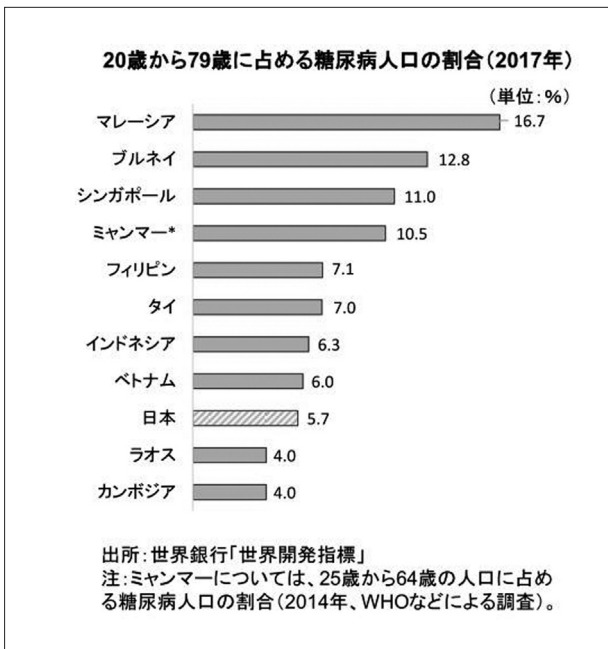
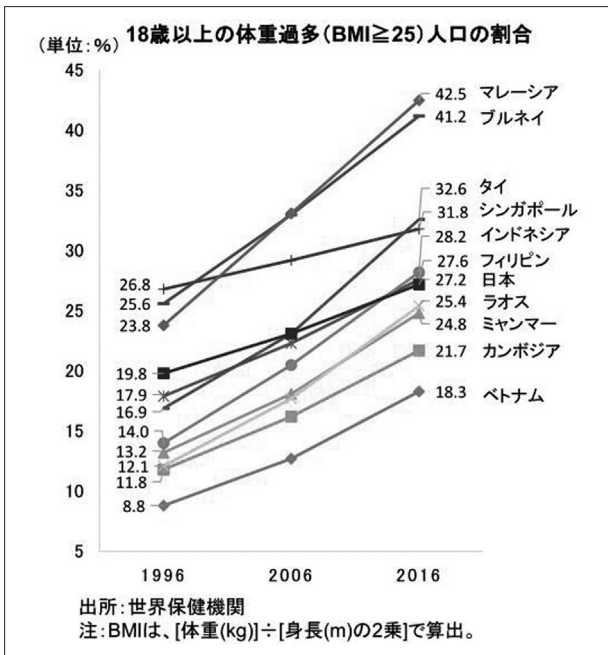
①及び②のデータから両国とものアジア圏有数の長寿国であり、また生活習慣病のリスクもその他東南アジア各国と比べると低いことがわかる。しかし各項目の中でシンガポールの糖尿病人口と日本のアルコール摂取量、高血圧人口は高い数値を示しているため、これらのケアには注意が必要である。



＜①日本、シンガポール、その他東南アジア各国の平均寿命を比較 (2016年度※出所 世界銀行 世界開発指標)＞



＜②日本、シンガポール、東南アジア各国の生活習慣病へのリスク指標を比較＞



<③シンガポールと日本の二国間でのリスク指標の比較>

■シンガポールの方が生活習慣病リスクが高い指標

- 糖尿病リスク 日本に対し約51%高い
- 肥満リスク 日本に対し約26%高い

■日本の方が生活習慣病リスクが高い指標

- 高血圧リスク シンガポールに対し約43%高い
- アルコール摂取量 シンガポールに対し4.2倍
- 運動習慣 シンガポールに対し15.4%少ない

これらのリスク指標の統計は日本、シンガポールともにそれぞれの国内で生活をする人々がその統計

対象者の大半を占めている。そのためシンガポール駐在の日本人は、日本人が持つ遺伝的要素などに起因する生活習慣リスクのケアだけでなく、シンガポール在住による環境的要因の影響を受けることを鑑みて、上記に挙げたシンガポールと日本の双方の生活習慣病リスク指標のケアをするべきである。

生活習慣病リスクについて

日本人シンガポール駐在者の中でも、特に生活習慣病のリスクが高くなっているパターンについて列挙する。

■シンガポールの生活習慣病リスク指標の優位性を受けられていない人

- シンガポールでも運動習慣がない
- 味付けが濃く塩分が多い日本食ばかり食べている
- アルコール摂取量が減っていない

■日本の生活習慣病のリスク指標の優位性が低下している人

- シンガポールに来てから体重が増加した
- 精製された穀物を使った料理(麺類など)や甘いものをたくさん食べる

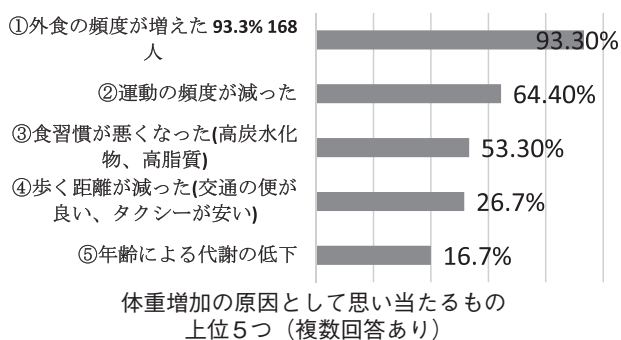
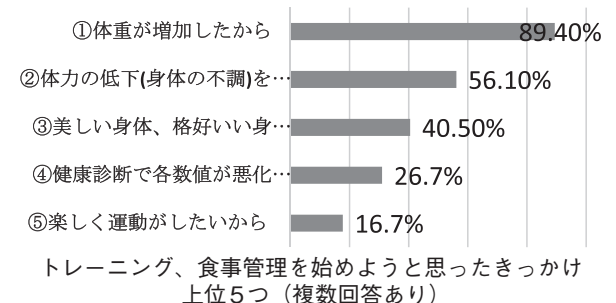
上記項目が一つ以上当てはまる人は日本在住時と比べて、生活習慣病のリスクがさらに上がっている可能性があるため、生活習慣の改善を意識したい。

生活習慣病のリスク指標について

では実際にシンガポール駐在員が上記リスクをどれくらい孕んでいるのか、弊社ジムへ無料カウンセリングに来た(2018年7月1日～2019年5月31日)シンガポール駐在日本人の統計データ*(回答180人)を下記に記す。

下記回答結果から、来星による環境的要因の変化で、生活習慣病のリスク指標である体重増加などが起こっていることがわかる。また、実際にシンガポール駐在をすることで、日本の生活習慣病のリスク指標の優位性(肥満率、運動習慣)が低下してい

る人が少なからず存在していることがわかった。
(*当統計はあくまでパーソナルジムに自ら足を運んだ方の回答を集計したものであり、日本人シンガポール駐在員全員を対象とした集計とは結果が異なることが考えられます。)



シンガポール政府、日本政府の生活習慣病リスク

シンガポール駐在日本人の生活習慣病リスクを低下させるために具体的にどうすべきか、各国がそれぞれのリスクに対して、打ち出した施策を見ながら考察していく。

①シンガポール政府【健康生活マスタープラン (Healthy Living Master Plan)】

健康生活マスタープランの中では食生活における施策 (War on Diabetes - 糖尿病に宣戦布告) について、「BEAT」という言葉で糖尿病の予防と管理の重要性を訴えている

○BEATとは



※出所 シンガポール政府HP内Healthy Living Master Plan

- B Be aware** 糖尿病のリスクについて理解し、糖尿病の検診を行う
- E Eat** 玄米、野菜、果物を食べ、糖分、塩分、脂質の摂取を減らそう
- A Adopt** 日常生活において活発に活動することを意識し、少なくとも150分の運動をしよう
- T Take Control** 健康的な体重を維持し、定期的に健康診断を受ける

上記項目を意識すれば、シンガポール駐在で特に気をつけたい「糖尿病リスク」「肥満リスク」を十分にケアすることができる。

②厚生労働省【健康日本21】

健康日本21の中では、生活習慣病による発症予防について、脳卒中発症、心疾患発症の一番の危険因子である「高血圧」を予防することが重要だと述べている。



健康日本21

※出所 厚生労働省HP

■血圧低下のための目標とは

- 成人の1日あたりの平均食塩摂取量の減少
- 目標値：10g未満 基準値：13.5g (平成9年国民栄養調査)
- 運動習慣者の増加

目標値：男女ともに11%増加

- 1日に平均純アルコールで約60gを越え多量に飲酒する人の減少

目標値：20%減

いくつか「BEAT」とも被る部分があるが、ここでは減らすべき塩分の具体的な量（3.5g）やアルコール摂取量の目安（60G）についても触れられている。この量をわかりやすく置き換えると以下のようになる。

- 塩分—一般的な醤油ラーメンのスープを全部飲んだ場合の摂取塩分量5.5g。スープは飲まず具だけ食べた場合（全体のスープ量三分の一）の摂取塩分量1.8G。こちらにより3.7g減塩できる
- アルコール量—ビール500ml缶3本＝アルコール量60g、ワイングラス（200ml）3杯＝アルコール量60g

上記を意識してコントロールすれば、日本人が特に気を付けたい、「高血圧」リスクを十分にケアすることができる。

まとめ

日本人シンガポール駐在者においては自らの健康管理のため、シンガポール、日本双方の生活習慣病リスクをケアする必要がある。また環境の変化により生活習慣病リスクにおけるそれぞれの国の優位性が享受できていない者は生活習慣病リスクが上がっている可能性が高く、特に注意が必要である。日本人シンガポール駐在者が健康を守るためには、それぞれの国が打ち出した施策を両方意識していきたい。

BulkyFitnessではシンガポール、日本の双方の健康リスクを踏まえた上での健康管理、体型管理、運動管理を受けることができ、短期間で結果が出せる上、その後ご自身でそれらの管理ができるようしっかりサポートできるプランを提供しております。ご自身ではなかなかこれらの管理ができないという方は是非一度無料カウンセリングにお越しください。

執筆者氏名

伊田 拓人（いだ ひろと）

経歴

1990年、大阪府生まれ。中学からラグビーを始め、高校三年時には公式戦無敗で二度の高校日本一のタイトル獲得。2013年に大阪教育大学 スポーツコースを卒業。卒業後は株式会社島津製作所の実業団ラグビーチームである島津ブレイカーズに所属し、一年目から主将として活躍後2017年退団。その後単身来星し、2018年07月にて日本人向けパーソナルトレーニングジム「BulkyFitness」を設立。

シンガポールにおける近年の移動体通信サービス 及び海外での利用について

UNNITEL PTE LTD
CEO
古川 智大



弊社は2013年11月より海外（及びSG）にて利用できるPocketWifiレンタル事業を運営し、2019年04月にMVNO事業をスタートしました。技術革新のスピードの早い業界ではありながら、大手キャリアは力強く規制も根強い業界に挑む通信ベンチャー起業家として、通信界隈における現況のビジネス環境と今後の業界の流れについて紹介をします。

シンガポールと日本でのMVNO市場について

1. シンガポールでのキャリアについて

シンガポールでは長らくSingtelとStarhubの2社により通信事業が運営されてきました。1997年にサードキャリアとしてM1が参入し3社での運営となり、いまも3社体制が続いております。M1は後発参入ということでSingtel、Starhubより安い月額料金にてサービスを提供開始。この点は、NTTドコモ、KDDIという2社の寡占であった市場にSoftbank（前進としては1991年に日本テレコムが携帯事業へ参入）が本格的に参入し三つ巴となった日本と同じ環境です。

Softbankの躍進とは違いM1のシェアは約10%に留まっています。この点は、M1に競争力がないというよりも、やはりSoftbankのパフォーマンスが他を圧倒していると言えるのではないのでしょうか。加えて、シンガポールのキャリアは、インターネットTV、ケーブルでの自宅へのWifiサービス等も抱き合わせにて提供を行っているため、既存から変更をするメリットが総合的に低いものと考えられます。直近シンガポールでは、満を持しての参入かは不明ですが、以前より参入が噂されていた黒船のTPGが2019年1月にいよいよ参入しシンガポール

のキャリアは4社体制となっています。

2. MVNOとは

MVNO¹とは、仮想移動体通信事業者の略でMNO（通信キャリア＝Singtel、Starhub、M1）の回線を借りて通信サービスを提供するサービスを指します。

日本のMVNOは2013年が黎明期であり2018年9月時点で約1,200万回線まで成長をみせています。市場全体で見ると、その比率は7%（母数＝携帯契約者数）となり、ここ4年ほどで2,000万回線を超えてくるとも予想されています。

3. シンガポールのMVNOの現状

シンガポールでのMVNOは、オーストラリアのTPG、Yourwifi（現Unn、tel）が2013年にライセンスを取得、外国人オーナーの会社としては初のMVNOライセンス事業者となりました。

2013年以後も、国の法整備等々においては未整備な点が多く、ライセンス取得後すぐにサービス提供に向け準備を進めていたTPGも一旦サービス開始を白紙に。弊社もサービス（Voice、データ、携帯端末）提供をする機会を伺いつつも国内のデータを販売するwifi事業のみでの活用にとまりました。

2016年5月にM1をパートナーとしCircles.Lifeが事業参入、駅やBusのラッピングなどで、広告を目撃された方も多いのでは、と思います。最近になり携帯端末、Voiceを組み合わせたバンドルでの販売も本格的に開始しているものの、メインはデータの販売をメインに事業拡大しています。

後発として、SingtelのZeroが2017年後半、StarhubをパートナーとしてMyRepublicが2018年5月に

MVNO市場へ参入をしている。Circles.Lifeを追随するMyRepublicは各所へ広告を投下しシェアの拡大に挑戦しています。

そして2019年1月より、2013年よりMVNOにて大規模な投資を行うと召されていたTPGが本格的にMNOとしてサービスを開始しました。Circles.Lifeが先行し、MyRepublic、TPG²と続く展開。ZeroにてMVNOを運営するSingtelについては、市場の拡大に懐疑的であり、それほど投資に積極的ではないように感じられます。そして更には、Circles.Lifeに対抗するべく同様のスペックのデータシムをSingtelとして販売提供を開始しました。



Singtel、Starhubともに以前より安価なプランを提供しており、シンガポールにおいてのMVNOについては引き続きデータ販売が主力になっていき、この部分の購入者層としては若者であり携帯キャリアの安いプラン+MVNOでのデータプランの購入と考えられます（昨今のWEBサービスに対し、若者がデータを欲していることは想像に難しくない。）

4. 日本のMVNOの現状

日本のMVNOの第一号は、2001年の日本通信(b-mobile)であるものの、勃興のタイミングとしては、格安の携帯端末がアジアから流入し始めるタイミングの2013年頃。シンガポールではデータが主流になっているが、日本ではVoice+データが70.2%、データのみは29.8%となっています。

このVoice+データの70.2%の母体としては、これまでキャリアの安いプランで契約していた中年層後半から高齢層がキャリアの提供するプラン

(Voice、データ)が必要なくなり移行したものと考えられ、また、データのみ29.8%は、会社、自宅以外で仕事をする機会の多い人々が保持しているケースが大多数を占めています。

このVoice+データの70.2%という数字はシンガポールとは大きな違いである。Singtel、StarhubともにVoice+データは、月額SGD20弱で最安のプランを用意しており、円換算し2,000円を切るプランは、すでに魅力的な価格帯になっています。その為、MVNOでのVoice+データはシンガポールには普及していないものと考えられます。

現時点での結果からの予想にはなりますが、日本ではキャリアからの切替でVoice+データプランにて市場が拡大し、シンガポールでは引き続きVoiceの販売が難しくデータ販売でのマーケットが拡大していくものと考えられます。

シンガポールでの法人での既存携帯の切替については、価格は魅力的なものの、NPBに時間を要すること、NPBではなく新規での番号取得については、既存携帯の連絡先にある登録者への番号変更の通知などの手間を鑑みると、日本と同様に法人でのMVNOへ切り替える企業は限定的になるのではないかとと言えます。

海外(シンガポール外)での効率的なローミング(データ&ボイス)の使い方

1. データ通信に関して

現在では、シンガポールも日本同様に海外旅行、海外出張時に使えるPocketWifiのレンタルというマーケットが市民権を得るまでになりました。2013年11月に創業しChangiとともに黎明期からマーケットを構築してきました。創業から2015年後半くらいまでは、Pocketwifiレンタルとは、どういうサービスなのか、どうやって使うのか、という問い合わせを電話、メールにて一日に数十件受けておりました。

2015年に先行してマーケットが成熟をみせた香港(2011年から盛り上がりを見て2014年時には20社ほどのPocketWifiレンタル会社が存在)から大手6社が参入しシェア争いの価格競争が勃発、daily費用が半額程度になり現在の価格に落ち着いています。

2. データ通信の今後

今後は、新しく海外で使えるデータをアプリ経由で購入できる方法が拡充していくと考えられます。ビジネス出張でのご利用に際しては、この方法は利用者において購入作業の発生、企業によっては法人携帯へのアプリのダウンロードの社内ガイドラインの変更等々が必要になるケースもあり、普及には少し時間がかかるものと考えております。

より安価で自由にデータをご利用頂けることを念頭にAndroid、iOSとアプリをリリースし世界中でのサービス提供を弊社でも開始しました。

3. 海外での音声通話について

各社、そのコストを非常に重く感じられているかと思えます。まず結論を申し上げますと、世の中には、いくつかの解決策が出てきているものの、キャリアの通話サービスの総てを移行できるサービスは、私が把握している限りで現時点においては無いということになります。

理由としては、やはり各国、規制産業であり市場の開放に限定的である点が大きいものと考えられます。ここシンガポールのキャリアの携帯も、海外から第三国への発信についてキャリアの1分の通話費用は高く、その費用は世界水準でみても高い方の分類に入っております。

4. 海外での音声通話費用を抑える方法

- ①メッセージングアプリ
- ②スカイプの有料での番号取得（シンガポール番号は取得できない、また受信者へは非通知となる）
- ③LineOutでの有料通話（シンガポール番号でのサービス提供はなし）
- ④インターネット通話を提供しているサービスの導入
- ⑤その他

上記のようにいくつか解決方法はあるものの、どのサービスも前述の通りキャリアの通話サービスを総て代替できるサービスは難しいところがあります。

3つ目のLineOutは、シンガポール番号（+65）では登録できないものの、日本の番号（+81）では登録ができるため、日本にある法人での契約携帯+LineOutを活用すれば非常に安価に国際通話が可能となるため、日本支社においては活用が広がるかもしれません。

弊社もシンガポール番号で発信できるインターネット通話のサービスを提供しており、携帯にてアプリがダウンロードできればコスト削減のサポートは可能となります。データと比べ、通話については各国規制があり、また特にシンガポールは規制が強く新しいプレイヤーの参入が阻まれていることとなります。

最後に

規制産業であるがゆえVoiceとデータという側面であれば、通信産業というものは大きな変化は少ないものと考えられます。しかし、5Gへの移行、そしてそれにより実現できるIoTにより劇的に世の中は変化していくものと考えられます。

5Gは、様々な取り組み、実験が行われ、あらゆる生活のシーンに恩恵をもたらすものと考えますが、本題に戻り5Gが直接的にVoice+データ、携帯端末（携帯端末単体でのハードウェア）に与える影響は少ないものと考えております。

<注釈>

1MVNOサービスには、SIMカード型、単純モジュール、通信モジュール、その他があり、

1,200万回線は、SIMカード型の数字。

2TPGについての補足

2013年にMVNOを取得しサービス展開を模索していたものの提供開始には至らず、時間を置きMNOとして2019年1月に市場参入。

執筆者氏名

古川 智大（ふるかわ ともひろ）

経歴

1983年、岐阜県生まれ。2008年明治大学法学部卒業後、マジカルポケット入社。新規営業、商品開発に従事。2009年8月バニラックス合同会社へ参画し、事業開発、営業を全般を遂行。3年間で150社の上場企業へサービス提供。

2014年にYourwifi HKを創業、2016年8月にYourwifi SGを100%継承しCEOに就任Yourwifi SGを2年間でV字回復させUnnitel Groupへ株式交換にて譲渡。現在は、タイ、ベトナム、マレーシアにて事業を開始し日本にも逆上陸。Unnitel Pte LtdのCEOとUnni TelcomのVP International Salesを兼務。

サッカービジネスとアルビレックスの存在理由 —海外で生き抜くためのストーリーづくり—

AIBIREX SINGAPORE PTE LTD
Chief Operating Officer
難波 修二郎



サッカービジネスとは

世界的スター選手が何十億円という報酬を手にするためには、当然ながらそれを支払えるだけの原資をクラブが得なければなりません。しかし、選手の活躍やサラリーは話題にのぼるものの、その収入源といった経営についてはあまり馴染みがないのではないでしょうか。基本的に選手たちはサッカーチームに所属し、そのチームはサッカークラブが運営しています。運営形態としては、株式会社のような企業型やNPOなどの非営利組織での地域スポーツクラブがほとんどです。

本稿では、普段あまり表に出てこないサッカークラブの経営について、日本やヨーロッパ、シンガポールでの収益構造の違いをもとにどのようにビジネスが展開されているかをご説明します。

また、決して大きいとは言えないシンガポールのサッカーマーケットで外国チームとして戦うアルビレックス新潟シンガポール（以下、アルビレックスS）について、異国の地でどのようにビジネスを展開してきたか、これまでの活動の過程から見えてくる地域との調和、ステークホルダーに対する価値提供など、外国チームならではの経営方針と生きる術をご紹介します。読者のみなさまのビジネスに直結する内容ではないかも知れませんが、世界中の人々を熱狂させるサッカーというビジネスについて雑学としてお楽しみください。

サッカークラブの収益構造と拡大戦略

(1) Jリーグ：収入の三本柱

今年1月、デロイト社によるサッカークラブの収入長者番付「デロイト・フットボール・マネー・リーグ」が公開されました。2017/2018シーズンの収入世界1位は、当時クリスティアーノ・ロナウドを擁しクラブワールドカップを制したレアルマドリードで、1年間の収益は€750 M（€1 = 122円換算で約915億円）だそうです。

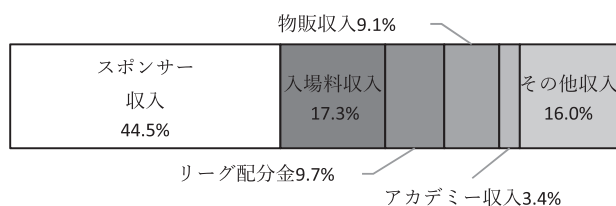
一方、日本（Jリーグ）に目を移すと、Jリーグディビジョン1（18クラブ）の2018年収入総額平均が約50億円です。2017年までトップだった浦和レッズは約75億円、そして97億円を稼ぎだした楽天傘下のヴィッセル神戸が初めてトップに立ちました。

日本をはじめとしたほとんどのサッカークラブの収益源は、以下①～③の3本の柱からなっています。

- ①入場料収入
- ②スポンサー（広告）収入
- ③放映権料含むリーグからの分配金

サッカー観戦をする場合、観戦者は料金を支払い、チケットを購入します。当然ながら、観戦者が増えれば増えるほど入場料収入は大きくなります。では入場料収入が一番大きな収入源かといえばそうではなく、スタジアムの座席数は決まっているためどこかで頭打ちとなります。しかし、「人が集まる」＝「メディアバリューが上がる」ことで様々な相乗効果が生まれ、それこそ青天井の収益をもたらすこととなります。

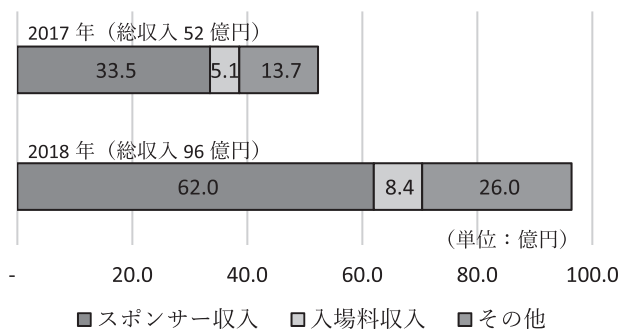
下図は昨年のJリーグディビジョン1クラブの収入内訳ですが、もっとも割合が多いのがスポンサー（広告）収入で、全収入の半分近くを占めています。つまり、人を集めることが収入増の基本戦略となります。



図：2018年J1クラブ平均収入内訳
(出所：Jリーグ「平成30年度Jクラブ個別経営情報開示資料」データより筆者作成)

その一方で、逆説的な戦略もあります。昨年収入トップのヴィッセル神戸に話を戻しますが、クラブ総収入97億円のうち入場料収入8.4億円（9%）に対し、スポンサー収入は64%を占める62億円でした。ヴィッセル神戸は近年のクラブ強化策としてヨーロッパの超有名選手を獲得しており、特に、スペイン代表やFCバルセロナの中心選手であったイニエスタ選手を昨年獲得した際には、世界中で話題となりました。

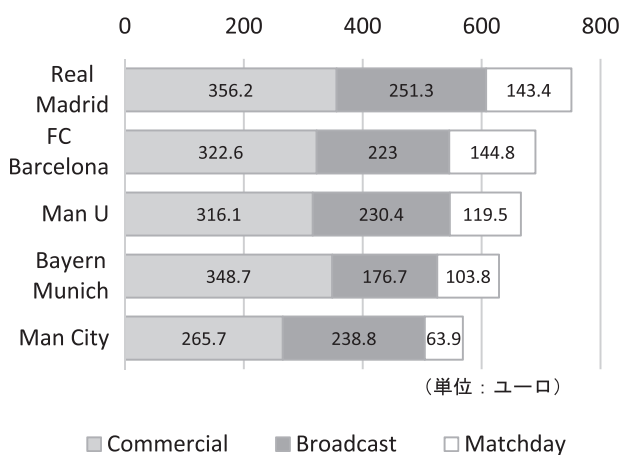
2017年のヴィッセル神戸の総収入は52.3億円、そのうち33.5億円がスポンサー料でしたので、2018年にかけて実に約30億円もアップしています。さらにホームゲームの1試合平均入場者数は3,000人増、それにともない入場料収入は約3億円増えています。収入面で過去に一度もリーグトップに立ったことがなかったヴィッセル神戸ですが、潤沢な資金を活用し有名選手を獲得、一気にメディアバリューを上げ広告収入を拡大させました。



図：ヴィッセル神戸収入内訳
(出所：Jリーグ「Jクラブ個別経営情報開示資料」データより筆者が作成)

世界トップクラブ — 桁違いのメディアバリュー

冒頭で2017/2018シーズンの収入ランキング世界一位はレアルマドリードの約750Mユーロ（約915億円）と申し上げました。Jリーグトップの10倍の収入を得る世界のトップクラブは、当然ながらワールドクラスの選手たちを揃えており、収入で最も大きな割合を占めるのはやはりスポンサー収入となります。加えて、人気選手名や顔写真の入ったシャツをはじめとしたグッズ等物販による収入も大きくなる傾向があります。



図：世界トップ5クラブの収入構成
(出所：Deloitte Football Money League 2019データより筆者作成)

上の図は、世界の長者番付上位5クラブの収入構成です。Commercialはスポンサー収入や物販での売上の合算で最も大きな割合を占めていますが、その次に大きなものがBroadcastです。これは、放映権料を含む国内リーグや欧州選手権などの主催者からの分配金です。この上位5クラブはいずれも国内リーグで上位成績を残し、UEFAチャンピオンズリーグというヨーロッパでナンバー1を決める大会に出場しています。この大会は一説にはワールドカップよりもレベルが高め、世界中のサッカーファンが関心を示し、決勝戦になると約1億人が中継を観ると言われています。主催者であるUEFAは放映権を世界中に販売し莫大な収益を得るとともに、それらを出場チームへの出場給や賞金として分配しています。詳細は割愛しますが、チャンピオンズリーグ本大会に出場すれば、勝っても負けてもそれだけで20億円近い収入を得られ、グ

ループリーグで1勝でもすればさらに3億5千万円を手にします。2017 / 2018優勝チームのレアルマドリードはこの大会への出場給や賞金など総額で約9,000万ユーロ（約110億円）を手にしたと言われており、チーム力をあげ大きな大会で結果を残すことで収入を拡大させています。

シンガポール - 独自の収入源

アジアは国によって経営状況や収入構成が大きく異なり一括りにできませんので、ここではシンガポールについてご説明します。シンガポールのプロサッカーリーグはシンガポールプレミアリーグ(SPL)という名称で、ローカルチーム7チーム、日本チームであるアルビレックスS、そしてブルネイ王国から参戦しているブルネイDPMMというチームの合計9チームで戦っています。

シンガポールのサッカーマーケットは、そもそも人口（マーケティング対象）が少なく且つ世界的なスター選手も見当たらないこともあり、クラブ単位でのスポンサー（広告）収入は大きくありません。さらに、ケーブルテレビやインターネット等で気軽に世界最高峰のサッカーを観ることができる環境も災いし、シンガポールサッカーの試合に高額な放映権料はつかないのが現状です。

いわゆるこの2大収益獲得が困難な中、ほとんどのローカルクラブの運営費はリーグからの分配金でまかなわれています。各チームの1年間にかかる運営費は、平均で約1.2Mシンガポールドルですが、アルビレックスSとブルネイDPMMの海外チームを除くローカルチームは、リーグから約1Mドルが分配金として支払われています。先にチーム単位でスポンサーの獲得が難しいと述べましたが、リーグが一括して全チームのファンをマーケティング対象とし、話題性と露出効果を高めることでリーグスポンサーを獲得しています。このスポンサー料が分配金の原資の一部です。そのため、SPL全チームのユニフォーム背中上部には、リーグスポンサーであるAIAロゴがプリントされています。

では、残りの運営費はどこから捻出するか。それがシンガポール独特の収益源であるカジノです。

サッカークラブの会員が集うクラブハウスでは、メンバーへの娯楽の提供という名目でいわゆるジャックポット（日本で言うスロットマシン）と呼ばれるマシンを設置し、人々が楽しんでいます。マリナベイサンズのような大掛かりなものではなく、年間数十ドル程度の会費を払えば入場できます。

このカジノからの収益はサッカークラブ運営に関する経費および地域への還元といった公共性の高い使い道しか認められていませんが、先にあげたリーグからの分配金とあわせて1年間クラブをランニングさせるには十分な金額となります。

このシンガポール独自の収入源によりどのクラブもある程度均等に収入を得られるため、ヨーロッパのような大きなクラブ間格差は生まれません。そのため、毎年上位に食い込み強豪と言われるクラブはあるものの、どのクラブでも上位争いができる状況ではあります。その一方、汗水流して集客をせずとも収入が確保できるため、ファンを増やすといった企業努力が足りないのがここシンガポールでのネガティブポイントでもあります。

シンガポールサッカーの歴史とアルビレックスS

SPLの前身であるSリーグは、Jリーグ開幕から遅れること3年の1996年にスタートしました。リーグとしてのレベルアップとナショナリズムを刺激したファンの盛り上げを目的として海外チームを招聘、過去には中国・韓国・フランス・マレーシア・アフリカ系チームが参戦しており、現在の海外チームはブルネイと日本チームであるアルビレックスSです。

2004年、シンガポールサッカー協会から日本サッカー協会への依頼に呼応する形で、アルビレックス新潟が進出の手を上げました。アルビレックス新潟としては、新潟で試合に出ることのできない若手の修行の場として位置づけ、新潟からスタッフや選手、さらに資金を投入しました。しかし、チーム成績は振るわず若手の育成は思うように進まない状況に加えて、日本側の経営も余裕がなくなりました。そして2008年、新潟から経営を切り離し、独

力で歩むこととなりました。アルビレックスSは海外チームですから、先に述べましたローカルクラブが受け取るような額の分配金はありません。したがって独力で集客を図り、スポンサーを集めるなどで収入を得る方法を模索します。

アルビレックスSの事業領域としては、プロサッカーチームの運営以外ですと①スクール事業、②コミュニティ活動、③海外事業、④クラブハウス運営の4分野です。スクール事業では、子供向けのサッカースクールとチアダンススクールを運営しており、それぞれ約400名の子どもたちが日々活動しています。また、クラブハウス運営は、先ほどご紹介したカジノ経営ですが、ここからもサッカーチームの運営資金を得ています。

クラブのバリューをあげるストーリー

前述の通りサッカークラブの基本は、応援してくれる人を増やし観客を集めることでバリューを上げていくことです。しかし、アルビレックスSの進出はローカルの人々からすれば「なんだかわからない外国人がやってきていきなり球蹴りを始めた」という状況ですから、誰も応援してくれるはずはありません。さらに、当クラブに所属する選手たちはクラブを経由してプロになろうとする若手選手ですので、名前だけでお客様を集められるといったことはありません。そんな中でファンを作っていくには、それぞれのステークホルダーが求めていることを理解しそれを提供することで「アルビレックスSがいてくれてよかったね」という存在になる必要があります。

社会貢献で存在意義を

我々はスポーツクラブですので、スポーツの機会を提供することで地元のみなさまに健康になってほしいと考えました。スクールアウトリーチという活動で、地元の小学校にコーチを派遣し、無償でサッカーを楽しんでもらう機会を設けました。また、元気いっぱいの子アダンスチームが、養護施設や老人ホームを訪問し、簡単なエクササイズやパフォーマ

ンスを披露して楽しんでもらうことも行っています。



写真：老人ホームを訪問するチアダンスチーム

また、パートナー企業様の支援を得て、地元のコミュニティセンターに電気磁気治療器を寄付させていただきました。日頃、選手たちがケガの治療や疲労回復に使っていた治療機ですが、「とても効果がある」と選手からの評判も良いので、だったら地元のみなさまにも使ってもらおうと実施しました。しばらくすると「痛かった膝が治った」「肩が上がるようになった」といった声が聞かれるようになりました。我々がいることで地域が元気になる。こんなすばらしいことはありません。

来場意欲を刺激するエコシステム

ホームスタジアムの周辺は「Yuhua (ユフア)」という行政区なのですが、Yuhuaと協働で「Yuhua Albierx Football Academy」というサッカーアカデミーを運営しています。これは100%ローカルの子どもたち向けで、プロを目指すのではなく、地域の子どもたちが心身の健康や規律、思いやりの心を育む場となっています。実は、このアカデミーの運営経費はクラブからの寄付金で賄われています。寄付額は、アルビレックスSのホームゲームに来る観客1人につき1ドルという計算です。つまり、スタジアム入場者数に連動し、一人でも多く来れば寄付額も増え、アカデミーも充実していくという仕組みです。

また、クラブのチアダンスの講師がコミュニティの婦人会や中学校などでダンスや体操を無償で指導しています。あわせて、このレッスンで習ったダンスを試合会場で披露してもらう場を提供して

います。大勢の人の前でダンスを踊る本人たちも楽しんでいますが、ご家族や友人たちも楽しみに来場します。



写真：試合会場でダンスを披露する婦人会のみなさま

これらの活動をきっかけにスタジアムに来場される方々の中には、サッカーやアルビレックスSに興味のない人もたくさんいらっしゃるでしょう。自分たちの生活を良くするためにスタジアムにきてもらい、そこで楽しい雰囲気を感じてもらいエキサイティングなサッカーをお見せする。ふと隣の座席を観ると、ご近所さんがいる。スタンドで顔見知りが集まり、そこでまた会話が生まれる。クラブが起点となっています。コミュニティが元気になる、クラブと観客と地域で循環するエコシステムです。

シンガポールサッカーへの貢献

これまで、「強いチームをつくりリーグを牽引する」、「集客で結果を出しスポーツビジネス面でモデルとなる」といった形でシンガポールサッカー界に貢献してきました。しかし、2018年より一層のダイレクトな貢献が可能になりました。リーグから課せられた所属選手の年齢制限を受け入れる代わりに、シンガポール人選手の獲得が許可されたのです。2018年は2名、2019年は6名のシンガポール人選手が所属しています。将来を囑望される彼らを育て、シンガポール代表に送り込み、ひいてはJリーガーを誕生させたい。シンガポール人選手たちにとって「アルビレックスSに行けば日本でプロになれる」という登竜門的な存在になりたいと思っています。

また、今季よりシンガポール人の15歳以下のチームを作りました。シンガポールサッカー協会が主催するCentre of Excellence (COE) という育成を目的としたリーグ戦に参戦します。当クラブの日本人指導者が若いシンガポール人選手を育成し、どんどんプロ選手を輩出していきます。その選手たちがアルビレックスSで活躍し代表に選出され、Jリーグでプレーする、そんな夢のあるストーリーでシンガポールサッカーに貢献し、より一層シンガポールから必要とされる存在になりたいです。

海外事業と多角化戦略

現在、シンガポールをHQとしてミャンマー、スペイン、香港、日本に拠点を置き、加えてマレーシアでもサッカースクールを行っています。

ミャンマーでは、ヤンゴンで月謝をいただきながらサッカーを教えるサッカースクールを事業としていますが、同時に現地にある聾（ろう）学校でサッカーアカデミーをつくり、耳の聞こえない子どもたちに無償でサッカーを指導しています。現在は男女合わせて113名所属しており、週5日間トレーニングしています。もとは安全面の配慮から学校の敷地外に出ることは許されていなかったのですが、対外試合を理由に外に出られるようになりました。対戦相手は健常者です。耳が聞こえず話すこともできないため健常者との接触を怖がっていた子どもたちが、サッカーをきっかけとして積極的になり、健常者とも臆することなくコミュニケーションしようとする場面が増えました。校内でも笑顔が増え、中心的な存在になってきたようです。このような活動が現地で評価され、スポンサー企業など応援してくれる人たちが集まってくれるようになりました。

スペインではサッカーの街バルセロナを拠点とした留学事業を行っています。現地のスペイン人指導者のもと、スペイン人選手たちと一緒にサッカーをしますが、プロサッカー選手になるのが目的ではありません。まずはしっかり語学を身に付け、あわせて現地で行う実践的なスポーツビジネスの講義を受けて、スペイン語を使いサッカー界や国際的な場で活躍できる人を育てるというものです。

これら活動に共通するのは、一過性で終わるのでなく長いスパンで継続的に活動すること、現地でローカルの人達と一緒に汗をかき、同じ苦労や感動を共有することです。これは、シンガポールでの活動コンセプトとまったく同じです。多くの人々を巻き込み、ストーリーを作り出して存在意義を出すことで価値を高めていくのです。

さらに、2018年よりヘルスケア事業を開始しました。現在は香港でも展開中です。私たちが地元の人々に提供できる価値といえば、スポーツと健康ですので、サッカークラブがヘルスケアサービスを提供するのは自然な流れだと思っています。シンガポールや香港で少しずつ活動を広げており、私たちが肥満や糖尿病、喫煙といった身近な課題を解決していくことができれば、さらに存在意義が高まっていくはずです。

今後の課題 —ローカル化への道—

アルビレックスSが強すぎるという声があります。実際にここ3年の成績では他のローカルクラブを圧倒してきました。また、もともとの海外クラブ招聘の目的であった「ナショナリズムを刺激しリーグを盛り上げる」ということも薄れつつあります。つまり、私たちが未来永劫シンガポールにいられる保証はなく、サッカー協会の方針変更でいつ出ていってと言われてもおかしくないのです。

当然、これまで述べてきた「地域住民から求められる存在になる」ことは、その対応策となるでしょう。加えて、いま以上にローカル選手を獲得し、いずれはシンガポール人選手のチームとなる必要があると思っています。シンガポールにあるシンガポール人がプレーするチーム。さらに地域に愛され人々から必要とされるクラブ。将来的にそんなクラブになることが、私たちアルビレックス新潟シンガポールの次のステージであり、ここシンガポールで生き残る術だと考えています。

執筆者氏名

難波 修二郎 (なんば しゅうじろう)

経歴

1975年、香川県生まれ。大阪体育大学大学院でスポーツ経営学を学び2000年にJリーグFC東京へ入社。ファンサービスや地域開拓、イベントや新規事業などフィールドでの現場から経営まで幅広く従事、約10年の勤務でクラブのJ1リーグ初参戦から急激な拡大フェーズで貢献する。2009年FC東京退職後に渡米し、米国大学院でスポーツビジネス管理学を修了。同時に現地スポーツマネジメント企業でアメリカスポーツの現場に携わり、ニューヨーク州、フロリダ州においてアメリカスポーツビジネスを展開する。2014年にアルビレックス新潟シンガポールに加入、2017年より現職。

現実味のあるアジア・コンプライアンス試論

ASIAWISE LEGAL JAPAN
Representative Lawyer
久保 光太郎



2010年代の前半、多くの日本企業がシンガポールに地域統括拠点を設置し、ガバナンス体制の構築を急ぎました。ところが、アジア各国の現場で生じる不正、コンプライアンス違反を防止、対処することはいまだ容易ではありません。アジアの不正、コンプライアンス違反の根絶を目指すことは現実的ではないとすら言えます。地域統括拠点の設置に一服感のある今、むしろ現実味のあるコンプライアンス体制への転換が求められているのではないかと考えます。本稿では、現実味のあるアジア・コンプライアンス体制の在り方と、その課題について問題提起したいと思います。

はじめに

筆者は最近、企業法務の担当者の情報交換の場である経営法友会において、「現実味のあるコンプライアンス」という一風変わった名称の勉強会に呼ばれ、そこで講師を務めました。その勉強会は、「100点満点のコンプライアンスを目指すことは現実的ではない。100点満点を目指すとは30点になってしまったりする。むしろ70点を目指すとうまくいくこともある（かもしれない）」ことをモットーに、企業各社のコンプライアンス担当者が集まり、ざっくばらんな議論を繰り返しています。私はアジアをテーマに「現実味のあるコンプライアンス」に関して話してほしいと依頼され、まさに「我が意を得たり」の思いで講演を引き受けました。

アジアにおいてこそ「現実味のあるコンプライアンス」という視点が重要

私はアジア新興国でこそ「現実味のあるコンプライアンス」は重要であると考えます。その理由は、以下のとおりです。

(1) 第一に、アジア各国の法制度やコンプライアンス環境をもってしては、100点満点をとることはもともと難しいという理由です。アジア新興国は、日本や欧米といった先進国と比べて、国が定める規制が多い一方で、制度が未成熟であるため、規制の変更も多く見られ、その多くは曖昧です。また、頼りになる現地弁護士、専門家も少なく、質が低いと言わざるを得ません。賄賂や不正といったコンプライアンス違反が、日常茶飯事とまでは言わないものの、しばしば起きる環境において、日系企業だけが完璧なコンプライアンス体制を構築するというのは現実的な目標ではありません。

(2) また、アジア地域統括拠点のコンプライアンス機能という視点で考えた場合、別の難しさもあります。筆者は、2012年から2016年まで4年間にわたり、大手日系法律事務所のシンガポール・オフィスの立上げを担当し、多くの日系企業の地域統括拠点のコンプライアンス担当者の相談を受けました。その多くのご担当者の方々が、どこから手を付ければよいかかわからないと言っていたのが印象的でした。アジアと一口に言っても一様ではなく、決まった手立てや手順があるわけでもありません。そういった

難しい環境の中で、限られた地域統括拠点のリソースを駆使しつつ、先進国以上に難しいコンプライアンスの課題に応えることが必要なのです。

(3) そのような難しい現実を目の前にして、なおかつ100点満点を目指すとなると、「木を見て森を見ず」という、現場から最も嫌われるコンプライアンスになりかねません。また、経営者の視点で考えても、「費用対効果」で見合わない結果となりかねません。筆者が以前サポートした企業では、グループ会社が事業展開するアジアのすべての国で適用される法律のリストを作るという野心的なプロジェクトを実施していました。ところが、完成してみると、そのリストは数百ページにも及び、現場の担当者からしてみると結果的に使いづらいものになってしまいました。加えて、アジア新興国では法令改正が頻繁にあるため、その後のアップデートにも相当の手間とコストがかかっています。

コンプライアンスの常識を疑ってみる

以上のような経験から、筆者は、アジア新興国のコンプライアンスにおいては、先進国における「王道」や「常識」が通じないのではという思いを強く持つようになりました。ただ、漠然とアジア新興国の現地担当者のやり方に任せるわけにもいきません。問題は、「削ってもよい30点」の見極めにあります。ここでは、あえて挑発的に（異論反論があることを承知で）コンプライアンスの常識を疑ってみることにします。

(1) 1点目は、「ルールから出発しない」ということです。法務・コンプライアンス担当者は、コンプライアンス体制の構築に際して、ついつい法律や社内規則といった「ルール」から出発して、何々をしなければならぬと考えがちです。そのような大上段にふりかぶった考え方をいったん脇におき、むしろ現実の問題点から手を付けてみては如何でしょうか。各社の現場でどのような問題が起きているのか、内部通報制度でどのような「ひやり・ハット」事例が報告されているのか、そこに着目し、その解

決に当たってみるとよいと思います。

(2) 2点目としては、「マニュアルを作らない」ということです。筆者は、これまでシンガポールの地域統括拠点の担当者から、日本本社の社内規程を渡されて、これのアジア版を作ってほしいという依頼を受けたことが何度かあります。ところが、そのようにして作られた社内規程はどこまで現場に浸透しているのでしょうか。地域統括拠点のコンプライアンス担当者は、具体的な目に見える成果を欲してしまいがちです。ところが、（東南アジア、インド等）の統括される側で担当者に話を聞く限りでは、現場で本当に必要なのは必ずしも目に見える成果ではない印象を受けます。系統だった「ルール」や「マニュアル」は、後から整備しても問題ない場合が多いのではないのでしょうか。

(3) 3点目としては、企業として難しいことを承知の上で申しますと、あえて「計画を立てない」ということです。アジアのコンプライアンス体制の構築に向けた努力は、一朝一夕に成果があがる課題ではありません。予算取りや実績検証はもちろん必要でしょうが、むしろ、とりあえずやれるところからやってみるという発想も重要だと思います。筆者は地域統括拠点だけではなく、日本本社の法務・コンプライアンス担当者の話を聞くことが多くありますが、本社は本社でシンガポール以上にアジア新興国の実情がわからないと悩んでいます。筆者は、そのようなご相談を受けた場合、悩んでいる暇があれば、まず現地に行ってみては如何ですかと勧めています。若手の法務部員を現場に送り込んでみては如何ですかと勧めることもあります。

「現実味のあるコンプライアンス」実現のための提案

100点満点を目指さなくても、30点で満足せよということではありません。非現実的な理想論を振りかざすのではなく、現実的にやれることから始めてみる必要があります。そこで、代わりに何を重視すべきか、3つほど提案をしたいと思います。いかにして70点以上を目指すか、現場も含め、そ

の目線を合わせておくことが重要です。

(1) ひとつ目は、データを重視するということです。法務・コンプライアンス分野は、従来データから（最も？）縁遠い分野と見られてきました。ところが、法務・コンプライアンス分野においても技術革新が進んでおり、早晚、データに基づく議論が可能になると考えられます。地域統括拠点にとっては、アジア各国の現場の「見える化」こそが最重要課題ですが、それはコンプライアンス分野にもあてはまると言えます。そこでは、データが鍵を握ります。コンプライアンス分野において重視すべきデータは、自社及びグループ企業（及びその他の日系企業）のインシデント事例だと言えます。インシデント事例に関するデータを重視するという意味では、内部通報制度の導入、積極的活用が重要なテーマになってきます。いかなるデータを収集するか、その目的を見すえてメリハリをつけて行うことが必要です。

(2) 次に、牽制機能を重視することが重要です。限られた予算・リソースの中で、コンプライアンスに関して最大限の成果を目指すためには、対象者に対して「やったらばれる」、「ばれたらとんでもないことになる」という心理的なプレッシャーを与えることが重要です。例えば、アジア新興国の日系企業の中では、調達・総務等の担当者が、自分の身内の会社をサプライヤーとして使って、そこからキックバックを受ける事例が多く見られます。にもかかわらず、このような利益相反行為を明確に禁止している企業はまだあまり多くありません。利益相反行為を禁止し、誓約書をとった場合、現地従業員に対して「牽制」を利かすことが可能になります。また、同様に、従業員のPCや物理的な行動を監視することも、証拠の収集という意味合い以上に牽制として有効です。そのために必要な投資を惜しむと、かえって大きな損害につながりかねません。ただし、この点は従業員のプライバシー侵害の側面も否定できないため、専門家に相談しつつ、適切な線引きをすることが必要です。

(3) 最後に、いわゆる「有事」対策を重視するというをお勧めしたいと思います。データを重視し、牽制機能を発揮したとしても、アジア新興国では不正やコンプライアンス違反は必ず起きるものと腹づもりしておく必要があります。実際に、違反事例が起きた際には慌てないことが必要です。例えば、アジア各国のビジネスで起用している弁護士は必ずしも刑事事件の専門とは限りません。アジア各国の刑事事件専門の弁護士はリスト化しているでしょうか。内部通報制度は導入済みだとしても、実際に通報が寄せられた場合、誰に対して報告し、誰がどのように調査するのか、検討済みでしょうか。

筆者はこれまで10年近くにわたって、アジアの現場で日系企業のコンプライアンス体制の導入（平時対応）と、不正等の事件が起きた後の調査、法的手続（有事対応）に関わってまいりました。日系企業のアジア進出、現地化の課題は山積していますが、アジア戦略が成功するためには、各担当者が製造、営業といった「本業」に集中することが重要です。そのためにも、真の意味で有効な、現実味のあるコンプライアンス体制を導入することが必要です。本稿がその一助になれば幸いです。

執筆者氏名

久保 光太郎（くぼ こうたろう）

経歴

2001年弁護士登録、同年（現）西村あさひ法律事務所入所。米国、インドへの留学・出向を経て、2010年から2016年までシンガポールに駐在。その間、西村あさひ法律事務所のシンガポール事務所の設立を担当し、2016年3月まで共同代表を務める。2017年12月、西村あさひ法律事務所を退職し、2018年1月、アジアのクロスボーダー案件に特化する法律事務所AsiaWise Groupを創業。引き続き日系企業のアジア進出、M&A、リスクマネジメント案件等に携わっている。

シンガポールにおけるIRの 現状及び日本型IRの課題について

KPMG ADVISORY LLP

Partner

星野 淳

Associate Director

飴本 拓真



星野 淳



飴本 拓真

はじめに

シンガポールは、2010年にマリーナ・ベイ・エリアとセントーサ島の2つのエリアにIRを開業している。一方、日本においても、2018年7月27日にIR整備法（正式名称：特定複合観光施設区域整備法）を公布し、2019年3月26日にIR整備法施行令が閣議決定されており、早ければ2020年代中頃にIRを開業する予定である。IRは、2020年東京オリンピック、2025年大阪万博とともに、日本経済の起爆剤として注目されている一方、ギャンブル依存症や治安への悪影響等を懸念する声もある。そこで、シンガポールを中心としたASEAN各国のIRの特徴や現状、日本型IRの特徴を踏まえながら、シンガポールにおけるIRの今後の展望及び日本型IRの課題について考察する。

そもそもIRとは？

まず初めに、IRについて説明したい。日本における報道の影響（カジノ法案）等もあり、「IR＝カジノ」と思い浮かべる方も多いのではないだろうか？
そもそもIRは、シンガポール政府が国民への説明用に考え出された造語で、Integrated Resort（統合型

リゾート）の略である。すなわち、「IR＝カジノ」ではなく、レジャー（ホテル、レストラン、ショッピングセンター等）、エンターテインメント（劇場、博物館等）、ビジネス（会議場、展示場等）に関連する様々な施設がカジノとともに一体となって運営されているものがIRなのである。なお、カジノはIRの最も重要な施設の一つであることは間違いない。なぜなら、カジノ以外の施設の整備・運営には、多額の投資が必要となり、その収益だけで投資を回収することは難しく、カジノの収益力は、IR自体の設置や持続可能な成長に必要な不可欠となるからだ。なお、少し話はそれるが、カジノの収益力は、ハウスエッジ（ペイアウト率、控除率）と呼ばれる胴元の取り分であり、基本的にカジノ参加者の期待値はマイナスとなる。したがって、IRが魅力的であれば、それに伴いカジノ参加者も自然と増えるため、胴元の取り分が増加し、税収の増加やIR自体への多額の再投資も可能になり、持続可能な成長が見込めることになる。

ASEAN各国におけるIRの特徴

カジノやIRは世界中で運営されているが、一般的に欧州では小規模な大人の社交場・エンターテイ

国名	特徴
フィリピン	フィリピン人を主な顧客とした小規模・中規模なカジノが多く存在。一方、直近では、外国人観光客を誘致するため、大型IRの開業が相次いでいる
マレーシア	クアラルンプール近郊の高原地帯ゲンティンハイランドにあるリゾートワールドゲンティンに1か所存在している
ベトナム	カジノに入場できるのは基本的に外国人のみであるが、試験的にベトナム人が入場できるカジノも近年存在している
ミャンマー	国境地域に実質的にカジノが存在するが、ミャンマー国内で合法化に向けた手続きが行われている
ラオス	特定のエリアにのみ、カジノが存在する
カンボジア	カジノの施設数が多く、首都プノンペン、リゾート地のシアヌークビル、ベトナムとの国境付近のバベット、タイとの国境付近のポイペトに集中している

ンメントとして、北米では地域経済の活性化として、アジアでは外貨獲得を目的として発展してきた。また、次節以降で詳細に述べるシンガポールを除くASEAN各国におけるカジノやIRの特徴をまとめると前項の表のとおりである。

なお、タイ、インドネシア、ブルネイについては、法律で賭博が禁止されている。(インドネシア、ブルネイは主にイスラム教徒であり、イスラム教では賭博が禁止されている。)

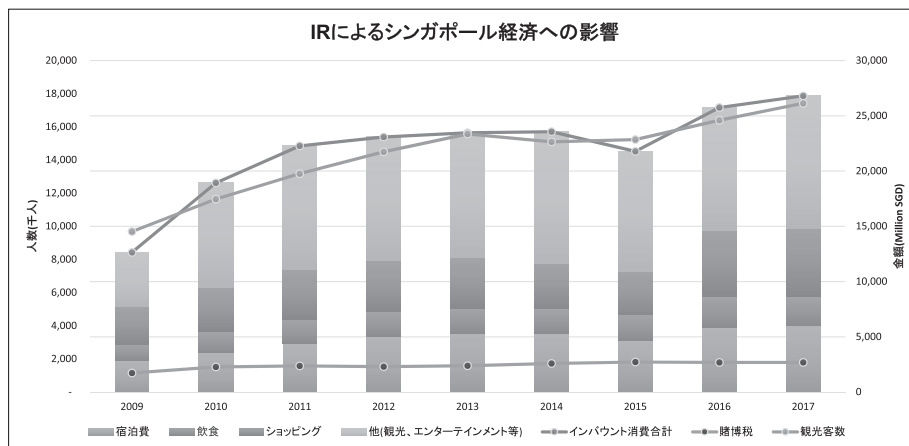
シンガポールにおけるIR設置の経緯及び現状

シンガポールには、現在、2つのIR（マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ）が存在するが、2005年4月のIR導入決定に至るまでに、何度もその構想が却下されてきた。その背景としては、社会への悪影響への懸念（モラルの低下、ギャンブル依存症、マネーロンダリング等）や

イスラム教徒の存在があげられる。しかしながら、1990年代後半以降、シンガポールの観光産業は低迷していたため、現在の首相であるリー・シェンロンは国民との対話を重ねながら、観光立国として生き残るための施策としてIR導入の決定を行った。同時に、リー・シェンロン首相は「Not a Casino, but an IR」として、カジノそのものを目的としているのではなく、負の影響を最小限にしながら、観光振興のためIRの導入を進めていくことを明確にしている。シンガポールにおけるIRの主な枠組み（規制、税制等）をまとめると下記の表のとおりである。

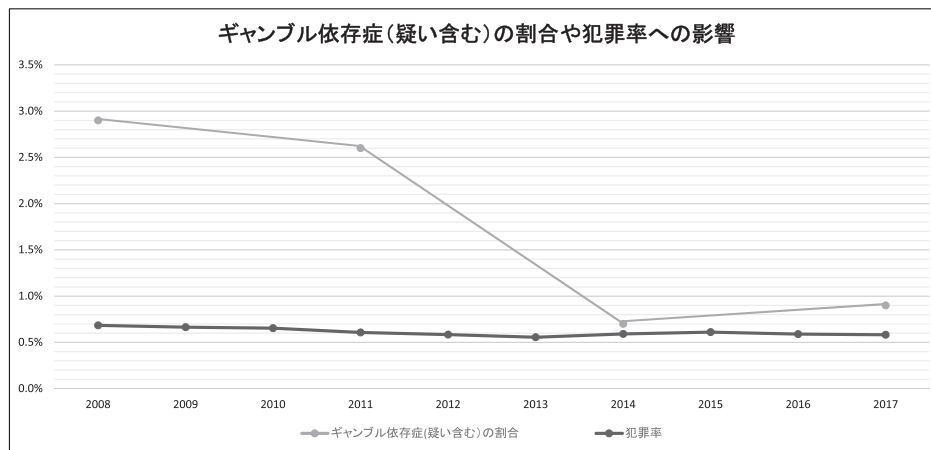
2010年にIRが開業されて以降の効果については、下記のグラフから分かるとおり、税収を安定的に確保しており、観光客数、観光客支出も増加している。一方で、犯罪率、ギャンブル依存症（疑い含む）の割合については、特に上昇していない。したがって、負の影響を最小限に抑えながら、観光振興の効果あげていることが読み取れる。

主な規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority) : カジノに関連する諸制度の制定、ライセンスの発行に係る調査、カジノ運営のモニタリング等を実施 ・カジノ管理法 (Casino Control Act) : カジノ事業に関わる枠組みについて規定 ・カジノ管理規則 (Casino Control Regulations) : カジノ管理法の細則であり、カジノライセンスや違法行為への対策等の詳細について規定 ・シンガポール警察の中にカジノ犯罪捜査局 (Casino Crime Investigation Branch) という専門部隊を配置 ・財政困窮者、社会的支援を受けているものに対するカジノ入場禁止 ・カジノ内でのシンガポール国民に対する信用貸しの禁止 ・国内メディアによるカジノ広告禁止 ・カジノ施設内ATM設置禁止 等
主な税制等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ税 : GGR (Gross Gaming Revenue : 賭け金総額から払戻金等を控除したもの) の①5% (VIP客)、②15% (一般客) を徴収。※2022年より、原則①については、8% (一定金額を超えたものには12%) ②については18% (一定金額を超えたものには22%) に改正予定。 ・入場料 : シンガポール国民 (外国人永住者 (PR) 含む) から入場料として①1回 (24時間) 150 SGD、もしくは、②年間3,000 SGDを徴収。※2019年3月までは、①は100 SGD、年間2,000 SGDであったが、国民の収入水準の上昇やギャンブル依存症への対策として値上げを実施。 ・手数料 : 背面調査等に必要の費用を実費請求



(シンガポール政府 (Department of Statistics Singapore 及び Singapore Budget) の公表数値をグラフ化)

注. 賭博税についてはカジノ税のほか、その他公営ギャンブル (TOTO、スポーツくじ等) の税収が含まれている。2009年から2010年にかけて、552millionSGD増加しており、主にカジノ税による影響であると考えられる。



(シンガポール政府 (Department of Statistics Singapore 及び NCPG) の公表数値をグラフ化)
注. ギャンブル依存症の調査は、3年に一度 (2008年、2011年、2014年、2017年を対象) 行われている。

日本型IRにおける特徴

政府は、「観光」を成長戦略の柱、地方創生の切り札として位置づけており、日本における観光の国際競争力を高めるための施策の一つとして、IRの導入を進めている。ここで、今後導入される予定である日本型IRの特徴をまとめると下記の表のとおりである。

注目すべきは、日本型IRの世界初もしくは日本初の試みである。すなわち、日本型IRでは、シン

ガポールと異なり、カジノに対する規制だけでなく、IR全体 (下記の表の定義の①から⑥の施設) に対する整備や監督を法令で定めている。具体的な負の影響を排除するための規制としては、日本人等の入場回数制限、反社会的勢力を排除する規制、マイナンバーカード等による厳正な入退場管理等がある。さらには、IR事業者には四半期報告書の提出や区分経理 (事業別の損益) による財務報告、内部統制報告制度等も求めている。これらが適切に整備・運営されていることを監督するため、カジノの監督

定義	IR (特定複合観光施設) とは、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設 (⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む) であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものである
目的	適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする
主な規制等	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市 (都道府県等) による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定。また、内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置 IR事業者は四半期ごとに都道府県等を通じて国土交通大臣に会計報告等を行う カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査 (変更は認可が必要) 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限し、本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け カジノ面積は、IRの床面積の3%以下とし、認定区域整備計画の数の上限は3とする カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務 (貸付け等)、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を実施 ギャンブル依存症対策についても、ギャンブル等依存症対策推進本部 (本部長: 内閣官房長官) を設置し、具体的な取組みを実施
主な税制等	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税: GGR (Gross Gaming Revenue: 賭け金総額から払戻金等を控除したもの) の15%を国庫納付金、15%を認定都道府県等納付金として納付。 入場料: 日本人等の入場者に対し、6千円/回 (24時間) 手数料: カジノ管理委員会運営経費相当額をIR事業者が負担

(特定複合観光施設区域整備法案等をもとにサマリー)

等を行うカジノ管理委員会とIR全体の監督等を行う国土交通大臣による両輪によるモニタリングの仕組みを設けたことも、安倍総理が掲げた「これまでにないスケールとクオリティ」を実現し、「クリーンなIR」とするためのものであろう。

シンガポール型IRと日本型IRの共通点及び相違点

シンガポール型IRと日本型IRは多くの部分で共通していると考えられる。IR設置目的はともに観光振興であり、負の影響への対策として厳格な規制を設けることについても同様である。実際に安倍総理もIRの制度設計に関し、「シンガポールのような」という発言をしており、日本型IRはシンガポールのIRを参考に行っていることは明らかである。一方、主な相違点としては、【日本型IRにおける特徴】に記載したとおり、IR自体を法令で規制したことがあげられるが、特に、日本の伝統・文化・芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設を設置することや観光客を各地へ送り出す仕組み（送客機能）を設けたことであろう。海外から来た観光客をその場所だけでなく、日本の魅力を伝えたいと各地へ送り出す仕組みは、シンガポールのIRとの大きな相違点であり、日本独自の試みである。

シンガポールにおけるIRの今後の展望

【シンガポールにおけるIR設置の経緯及び現状】に記載したとおり、現時点までは、IRがシンガポールの観光産業復活に貢献していることに疑いの余地はない。また、今後においても約90億SGDを投じ、マリーナ・ベイ・サンズでは、現在の3棟から4棟へエンターテイメントエリアやホテルエリアを増築し、リゾート・ワールド・セントーサでは、ユニバーサルスタジオシンガポールに2つの新施設（Minion Park and Super Nintendo World）等を作る予定である。すなわち、当初投資額約150億SGDの6割近くを再投資する予定であり、当該投資がどのような影響を与えるかは現時点では未定であるが、少なくとも持続可能な成長に向け、積極的な取組みが行われているため、今後のさらなる成長に期

待することはできるだろう。

日本型IRの課題

一方、日本型IRを成功させるためには下記のような課題をクリアする必要がある。

①日本型IRにおける独自モデルの工夫

シンガポール型IRとの主な違いは、日本各地の魅力を紹介し、観光客を各地へ送り出す点である。シンガポールのIRは基本的に1か所で完結するものとも考えられ、仮にシンガポール国内を移動したとしても約1時間もあれば、タクシーやMRTでどの場所にも簡単に移動することができる。したがって、日本型IRでは、観光客のストレスが少ない各地への輸送手段（飛行機、鉄道、タクシー、バス等）をどのように構築するか、すなわち、利便性をどのように確保するかが課題となり、その際、輸送する側と受け入れる側の地域間での連携が重要になるであろう。また、国際ハブ空港等のある東京都や大阪府以外の地域にIRが設置された場合（地方型IR）には、LCC等の誘致も含め、国内外の航空ネットワークをどのように強化するかも課題となる。

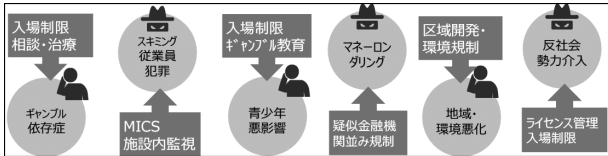
②テーマの明確化・差別化

シンガポールのIRでは、マリーナ・ベイ・サンズはビジネス滞在者向け、リゾート・ワールド・セントーサはファミリー滞在者向けとテーマが明確に分かれている。また、ASEAN内、特にフィリピンでは、エンターテイメントが充実した大型IRの開発が進んでいる。日本型IRでは、今後最大3か所にIRが設置される予定であるが、日本国内のテーマの明確化・差別化はもとより、国際競争力のある明確なテーマを掲げることが重要となる。

③予想される負の影響への徹底した対策（規制）

予想される負の影響への徹底した対策（規制）は、日本型IRの持続的な成長のために必要不可欠であろう。【日本型IRにおける特徴】に記載したとおり、世界初もしくは日本初としての試みも行われる予定であるが、実際に機能していることを適時・適切にモニタリングし、外部環境の変化に応じた追加的な取組みを断続的に行っていくことが最も大切であろう。

■負の影響の対策例



④観光振興に向けた各種施策の実施

日本の観光振興に向けた施策をIRと組み合わせ、弾力的かつスピード感をもって実施をしていくことが重要である。シンガポールでは、政治の安定性もあり、IRだけでなく観光振興に関する各種施策（補助金、税優遇等）が弾力的かつスピード感をもって実施されていると感じる。日本では、行政が重層的な体系となっているため、シンガポールのように外部環境にあわせた柔軟な対応を日本においても各機関が連携しながら迅速に実施できるかがカギになる。

⑤その他

シンガポールでは、英語、中国語が公用語に含まれており、言語のインフラが整っている。日本においても、外国人観光客に対応できる多言語対応が可能な人材の育成や英語表記等によるインフラの整備も観光客を誘致するうえで大事となってくる。また、IR事業者に関しては、日本企業にはそのノウハウを持つ企業が限られ、外国企業を中心に構成されることになると考えられるが、日本企業も自らの強みを生かして、創意工夫を凝らし、新たなビジネス機会に果敢にチャレンジしていくことが日本経済にとって重要となるだろう。

おわりに

シンガポールでは、IRの持続的な成長に向け、地理的長所や政治の安定性から生じる意思決定のスピード感を活かし、負の影響を最小限に抑えながら積極的な取組みが行われている。日本は、歴史文化、建築物、自然、四季、日本食といった観光先進国の実現を図るためのポテンシャルをシンガポール以上に秘めていると考えられる。したがって、シンガポールのIRの取組みを参考にしながら、日本の独自性を付与した日本型IRが日本経済の起爆剤となることを願ってやまない。

執筆者氏名

星野 淳 (ほしの あつし)

経歴

あずさ監査法人入社。2007年より10年間、KPMG 北京、KPMG 上海で主に日系企業の監査、税務、アドバイザリー業務に従事。2017年7月より、KPMG Singaporeに赴任。現在は、シンガポールにおける日系企業のサポートのほか、Head of GJP (Global Japanese Practice) ASEANとして、ASEAN全体を統括している。パートナー、公認会計士 (日本国)

執筆者氏名

飴本 拓真 (あめもと たくま)

経歴

あずさ監査法人入社。民間企業の会計監査のほか、日本郵政株式会社上場支援、大阪市営地下鉄民営化支援、総務省経営アドバイザー、各自治体の監査等パブリックセクター分野の経験を多く持つ。現在は、KPMG Singaporeにおいて、日系企業のサポートを行っている。アソシエイト・ディレクター、公認会計士 (日本国)

シンガポール日本商工会議所
事務局便り



◀ 2019年5月活動報告 ▶

観光・流通サービス部会講演会「シンガポールの教育改革を聞く～前教育長による講演と対談」

去る5月28日（火）、観光・流通・サービス部会ではシンガポール教育省よりHo Peng氏を招聘し、「シンガポールの教育改革を聞く～前教育長による講演と対談」を開催致しました。当日は180名もの方々にお集まり頂き、本テーマへの皆様の高い関心を窺うことができました。Ho Peng氏にはシンガポールの教育の歴史についてご説明頂いた後、中野円佳氏をモデレーターに迎え、対談方式での質疑応答を行いました。もっとお話を聞きたかった、との感想が多数寄せられるほど、皆様が真剣に聞き入っていたのが印象的でした。

3部会共催「ヤクルト・シンガポール工場視察会」

運輸・通信部会、第3工業部会、観光・流通・サービス部会では、5月30日（木）に、共催で標記視察会を開催、40名の会員の皆さまにご参加を頂きました。当日は同社の工場見学と併せて、ヤクルトに含まれる乳酸菌シロタ株についての詳しいご説明や、効果的な飲み方、社名に「株式会社ヤクルト本社」と「本社」を入れてある理由や、東京ヤクルトスワローズの経営権を持つ意義など、身近なヤクルト製品への理解を深める雑学を分かり易くご解説頂き、ご参加の皆様からも活発なご質問を頂きました。

◀ 2019年7月 行事予定 ▶ ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
7月7日（日）	部会	貿易部会&運輸・通信部会 「懇親ゴルフ」	8：30－15：00 Laguna NGCC
7月9日（火）	理事会	7月度運営担当理事会 第585回理事会	11：30－12：15 12：30－14：00 日本人会
7月9日（火）	基金	第1回諮問委員会	14：00－15：00 日本人会
7月14日（日）	基金	2019年度日本語スピーチコンテスト	10：00－15：15 日本人会
7月15日（月）	部会	第2工業部会 懇親ゴルフ	12：00－21：00 SICC
7月16日（火）	委員会	広報委員会（7月）	12：30－14：00 Capri by Frasers Chinatown
7月21日（日）	部会	第3工業部会「懇親ゴルフ」	8：30－15：00 Laguna NGCC
7月25日（木）	委員会	広報委員会（8月）	12：30－14：00 日本人会
7月26日（金）	部会	建設部会 「79 Robinson Roadプロジェクト」 現場見学会	15：00－17：00 79 Robinson Road プロジェクト新築工事

5月～6月 JCCIイベント写真

5月30日 3部会共催「ヤクルト・シンガポール工場視察会」
(運輸通信、第3工業、観光流通サービス部会)



6月3日 会員講演会「新任者向け シンガポールにおける
採用の手続き & 従業員税務の基礎」



6月16日 第1工業部会「懇親ゴルフ及び夕食懇親会」



6月19日 第1工業部会「JTC Launchpad @Jurong Innovation District&CETRAN (自動運転車試験センター) 見学会」



第583回理事会 議事録

日 時：2019年5月14日（火）12：30～13：00

場 所：日本人会 2階 ボールルーム

出席者：西田会頭、桑田、郡司、松藤、竹内、諏訪、影山副会頭、石垣、亀山、草野、清洲、
小林運営担当理事、石井（計）、石井（智）、堀内、土橋、安田、阿部、山野、大島、吉田、松本、
赤木、古田、岸田、鈴木、丸山、稲垣、遠藤理事、新藤監事、新居、石井（淳）参与、
清水事務局長

計33名

西田会頭が議長となって開会した。

議 事：**1. 前回（第582回）議事録承認**

西田会頭が前回（第582回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

2. 審議事項**(1) FJCCIA対話における要望事項について**

清水事務局長より、6月12日にタイ・パタヤで開催されるASEAN事務総長との対話について「『別格』なビジネス環境地域へ～産業高度化でASEAN市民が果実を得るための提案～」の説明があり、内容について諮ったところ異議なく承認された。

(2) 「HR Forum 2019」への後援名義付与について

Beyond Global及びJAC Recruitment主催による「HR Forum 2019」について、後援名義付与の依頼があった。本イベントは、アジア地域の日経企業のHR問題に対する最新情報を包括的に共有し、継続的にネットワークングすることで、日系企業のレベルアップにつながる場を提供することを目的とし、7月30日にMandarin Oriental Hotelにて実施するものである。後援を行うことについて理事に諮られ、異議なく承認された。

(3) 「The 6th International Health & Care Collaboration 2019」への後援名義付与について

IHCC事務局及びVivid Creations主催による「The 6th International Health & Care Collaboration 2019」について、後援名義付与の依頼があった。本イベントは、日本とシンガポール、フィンランドの専門家がお互いの国の現状と取り組みを紹介し、高齢化にどのように対応していくかの意見を交換し、両国の医療・ヘルスケア分野における知識と技術を向上させる事を目的に、8月24日にSingapore General HospitalのAcademiaで実施するものである。後援を行うことについて理事に諮られ、異議なく承認された。

(4) 入退会について

清水事務局長より、5法人会員、3個人会員の入会申請、1法人会員の退会申請があった旨説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員738社、個人会員82名、計820会員となった。

3. 報告事項

(1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

西田会頭から各部会で総会が開催され、今後、活動が本格化するので、積極的に参加頂きたいとの報告があった。

(2) 部会・委員会からの報告

・部会・委員会理事担当職務について

4月以降各部会で部会総会が開かれ、

第一工業部会 部会長に川崎重工業シンガポールの杉浦理事

第二工業部会 部会長にキックマン・シンガポールの阿部理事

第三工業部会 部会長に富士通アジアの宇野理事

金融保険部会 部会長に東京海上シンガポールの小林理事

貿易部会 部会長にアジア・大洋州三井物産の菅原理事

建設部会 部会長に竹中工務店の岸田理事

運輸通信部会 部会長にNTT シンガポールの若井理事

観光流通サービス部会 部会長に日経グループアジア本社の新藤監事

が選出され会頭として正式に委嘱する旨、西田会頭から報告された。

4月の理事会で提示された、各理事の職務分担（委員会所属など）について、その後特段の意見が寄せられなかったことから、桑田会頭より正式に職務委嘱が行われた。

・JCCI基金2019年度体制について

清水事務局長からJCCI基金の2019年度体制について説明があった。

・2019年度賃金調査報告会について

賃金調査委員会 遠藤委員長から、4月から行っている賃金調査アンケートへの協力について、呼びかけが行われた。また、調査報告会について、6月25日に予定されている旨、併せて報告された。

(3) 大使館ならびにJETROからの報告・連絡事項

日本大使館の新居公使より以下報告があった。

5月1日の新天皇即位にあわせ、記帳を受け付けていたが、シンガポールのバラクリシュナン外務大臣にも記帳頂いた。また、日本のプレゼンスに関する議論の際、中国はプレゼンスが高い一方で、実態が伴っていないことや、欧米も同様に宣伝によるプレゼンス向上に取り組んでおり、実態としてシンガポールへの貢献という観点では、日本が果たしている割合が大きい旨、報告があった。

ジェトロシンガポールの石井所長より以下報告があった。

ジェトロでは、『シンガポールスタイル』を発刊しており、ウェブでも公開しているので、参考にしてほしい旨、報告があった。また、アセアン事務総長との対話につき、2018年1月にアセアン事務総長に就任したリム・ジョクホイ氏からは、本取り組みについて評価を頂いているものの、他国も同様にアセアン事務局との対話を実施する動きがあるため、日本企業の声を伝える手段として、本取組は続けていきたい旨、報告があった。

以 上

< 2019年6月入会会員一覧 >

会 員 名	格付	備 考
OKUMURA CORPORATION SINGAPORE BRANCH [建設部会]	A (法人)	General Contractor 支店 設立登記：2008年12月 従業員数：22（派遣邦人7）
INTERRA JK SINGAPORE PTE LTD [貿易部会]	B (法人)	Trading 現地法人（100%日本出資） 設立登記：2018年3月 従業員数：2（派遣邦人1）
SANREX ASIA PACIFIC PTE LTD [第3工業部会]	B (法人)	電気機械器具の販売及びメンテナンス。半導体及びその応用機械器具の販売 現地法人（100%日本出資） 設立登記：1990年1月 従業員数：9（派遣邦人3）
HANKYU HANSHIN HOTELS CO., LTD [観光・流通・サービス部会]	C (法人)	阪急阪神ホテルズの海外における知名度向上と営業力強化 支店 設立登記：2016年11月 従業員数：2（派遣邦人1）

最近の推移：

('17年4月) 824会員、('17年5月) 826会員、('17年6月) 831会員、('17年7月) 817会員、('17年9月) 821会員、
('17年10月) 822会員、('17年11月) 820会員、('17年12月) 818会員、('18年1月) 818会員、('18年2月) 820会員、
('18年3月) 823会員、('18年4月) 826会員、('18年5月) 829会員、('18年6月) 830会員、('18年7月) 819会員、
('18年9月) 824会員、('18年10月) 819会員、('18年11月) 824会員、('18年12月) 825会員、('19年1月) 819会員、
('19年2月) 817会員、('19年3月) 815会員、('19年4月) 813会員、('19年5月) 820会員

月報 July, 2019

編集後記

いよいよ元号が令和へと変わり、時代の変わりを告げる事となりました。先の31年間続いた平成時代は、目まぐるしい変化とともに世界が大きく変わった時代であったと思います。人々の生活はとても便利になった一方で、ビジネスシーンでは生き残りをかけた競争が激化した時代でもありました。ここシンガポールは、そんな荒波を駆け抜けた皆様との出会いの機会も多く、それがいかに熾烈で、いかに愉快であったかを教わります。一方で、振り返る余裕などなく、令和時代はおそらくこれまでよりも変化のスピードが速い時代となりそうです。「生き馬の目を抜く」とはよく比喻したもので、それほどまでに刻々と変化をしていく時代となるのではないのでしょうか。

さて、今回の月報では、いよいよ現実味を帯び始めた日本のIRについてシンガポールのベストプラクティスとその違いについて、また、海外進出が加速していく中でアジア・コンプライアンスという観点からのご寄稿、益々便利になっていく世の中で必要不可欠な電波MVNOについて、便利になるからこそ留意が必要な健康リスクについて、そして、時代を超えて楽しめるスポーツ・サッカーについてと5つのご寄稿文から構成されています。

時代の節目では、〇〇世代と揶揄するように度々思想の隔たりが起きますが、これからの時代は、世代や年齢で起こる断絶だけでなく、人種や国籍とバラエティに富むようになります。そんな中、シンガポールというダイバーシティの最前線にいる私達は、日本という対岸を憂うだけでなく、変わるべきものと変わらないべきものにと注視し、それを持ち帰る役割も担っているように感じています。

末尾とはなりますが、ご多忙の中、ご執筆にご快諾いただきました執筆者の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

(編集後記執筆：JAC RECRUITMENT PTD. LTD 早瀬 恭)



左：早瀬 右：松井

○名前 早瀬 恭 (はやせ きょう)
○出身 愛知県名古屋市
○在星暦 2年6か月
○会社名 JAC RECRUITMENT PTE. LTD
○仕事内容 人材採用支援・組織コンサルティング・通訳、翻訳、ビザ取得代行事業

○趣味 ダンス、ゴルフ

○シンガポールのお気に入り 人との繋がりが多岐にわたるところ

○読者の皆様へ

今号もご通読いただきまして、誠にありがとうございます。季節感無く、あっという間に年末になっていそうで、ふとした瞬間に焦りを覚えます。月報では、その時々々のトレンドや企業運営の注意点など、季節感のある情報の提供に努めております。引き続き、皆様のお役に立つ情報をお届け出来ればと思いますので、どうかご愛読宜しくお願致します。

○氏名 松井 達也 (まつい たつや)
○出身 神奈川県
○在星暦 4年6か月
○会社名 KDDI SINGAPORE PTE LTD
○仕事内容 東南アジア域内の経営企画・営業企画・事業開発・マーケティング

○趣味 スキューバダイビング、ランニング、旅行、ウミウシ探し

○シンガポールのお気に入り 海が近くにあること。明るくて開放的な雰囲気

○読者の皆様へ

早いものでシンガポールに来てから5年が経とうとしています。「シンガポールは長くいると飽きる」といった声をよく聞きますが、毎日のように様々な国籍の方々、様々な業種の方々とお会いする機会があり、その度に新しい発見や驚きを感じております。

シンガポールにいらっしゃったばかりの方も、シンガポール生活に飽きを感じ始めてきた方も、当JCCI月報をご覧いただき、新たな発見や驚きを感じていただければ編集方として大変嬉しく思います。

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12- 04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197
E- mail: info@jcci.org.sg Web: <http://www.jcci.org.sg>

編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.
138 Robinson Road #18-03 Oxley Tower Singapore 068906
Web: <http://www.toubi.co.jp/>

印刷

adred creation print pte ltd
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269
Web: <http://www.adredcreation.com/>

☆☆JCCI Eメール送信サービスのお知らせ☆☆

シンガポール日本商工会議所ではセミナー情報や、サービス・新製品等のビジネス情報を
弊所メーリングリストを使用し、会員企業の皆様にお届けするサービスをご提供しております。

(2019年6月時点、2230名の方にご登録して頂いております)

Eメール送信サービス1回

SGD 200 (GST 込み)

(※会員企業様のみ利用可能とさせていただきます)

ご利用をご希望の方は「info@jcci.org.sg」(担当: Ms. Doris)まで、

下記必要事項を明記の上、お申し込み下さい。

- ①希望送信内容 ※原稿はソフトコピー(1.5MB以下、PDF)にてご提出下さい。
- ②希望送信日 ※余裕をもって、お申し込み下さい。(土日・祝日を除く)
- ③支払方法 ※現金・小切手・GIROのいずれか

【お申し込みから配信までの手順】

お申し込み頂いた後、事務局よりお申込確認用紙・ご請求書を送付致します。

お支払をお済ませいただき、テストメールをご確認頂きました後、配信となります。

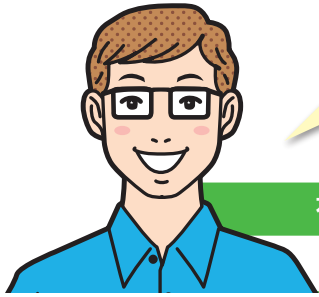
皆様からのお申し込みをお待ちしております。

シンガポール日本商工会議所事務局 担当: Doris (Ms)
10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building, Singapore 079117
TEL: 6221-0541 FAX: 6225-6197 E-mail: info@jcci.org.sg



本年夏、第25回参議院議員通常選挙が実施されます。

海外からの投票には、在外選挙人名簿登録が必要です。登録には、3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを！



- 毎月第一日曜日に日本人会館にて実施している領事臨時出張所(13時～17時)でも登録が可能です。日程変更の可能性もありますので大使館HPで御確認ください。
- 2018年6月1日より日本の最終住所地の市区町村に転出届を提出する際に事前に登録申請が可能となりました。詳細については総務省HPを御確認ください。

在外選挙人名簿登録資格

- ①満18歳以上で ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取

用意する物



旅券
申請書



居住している事を
証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)

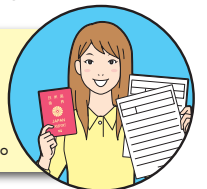


※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに3か月程度かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。

※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。



在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に出向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?



日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省

1. 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
2. 平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在シンガポール日本国大使館

TEL : 6235-8855 Mail:ryoji@sn.mofa.go.jp

または 外務省 在外選挙 検索 まで。



JCCI
SINGAPORE
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore